

平成26年6月第30回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成26年6月23日第30回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	高橋晃	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	総 務 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政	吉 田 充 彦	用 地 対 策	佐 藤 雅 徳
課 長		課 長	
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活	牛 坂 昌 浩
		課 長	
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援	西 山 茂 男
		課 長	
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長	齋 藤 幸 夫
商 工 観 光 課 長			
兼 わ た り 温 泉	酒 井 庄 市	都 市 建 設	佐 々 木 人 見
鳥 の 海 所 長		課 長	
都 市 建 設 課	市 川 仁	復 興 ま ち づ くり	千 葉 英 樹
専 門 官		課 長	
上 下 水 道	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者	鈴 木 久 子
課 長		兼 会 計 課 長	
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	鈴 木 邦 彦
生 涯 学 習	熊 澤 一 弘	農 業 委 員 会	菊 地 和 彦
課 長		事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	佐 藤 浄	代 表 監 査	齋 藤 功
書 記 長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第47号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 8 議案第50号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町
立荒浜中学校・長瀬小学校新校舎被災備品購入事業
（災害復旧））
- 日程第 9 議案第51号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町
立荒浜中学校・長瀬小学校新校舎必要管理備品購入
事業）
- 日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成26年度亶理町
立荒浜保育所・児童館災害復旧工事）
- 日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成26年度亶理町
立吉田保育所災害復旧工事）
- 日程第12 議案第54号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区工業団
地企業誘致事業）
- 日程第13 議案第55号 町道の路線認定について
- 日程第14 議案第56号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算

(第1号)

日程第16 議案第58号 平成26年度工業用地等造成事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 報告第15号 繰越明許費繰越計算書について(平成25年度互理町一般会計予算)

日程第20 報告第16号 繰越明許費繰越計算書について(平成25年度互理町公共下水道事業特別会計予算)

日程第21 報告第17号 事故繰越し繰越計算書について(平成25年度互理町一般会計予算)

日程第22 報告第18号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第23 報告第19号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第24 報告第20号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第25 報告第21号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第26 議案第59号 物品購入契約の締結について(平成26年度互理町木造災害公営住宅(荒浜中野地区)整備事業(復交))

日程第27 委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第28 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

午前10時00分 開議

議長(安細隆之君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(安細隆之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 鈴木洋子議員、2番 高野孝一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会並びに議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第2、総務常任委員会、産業建設常任委員会から閉会中の先進地視察調査の申し出を受理しております。

第3、鈴木高行議員の議員辞職により委員長が不在となっておりました企業誘致支援特別委員会の委員長選挙が行われ、熊澤 勇議員が委員長に選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明を申し上げさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、物品購入契約議案1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。

議案第59号 物品購入契約の締結について（平成26年度亘理町木造災害公営住宅（荒浜中野地区）整備事業（復交））につきましては、去る6月10日に見積徴収を行った荒浜中野地区の戸建て災害公営住宅28戸の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

木造災害公営住宅につきましては、合計97戸を予定しており、既に4月の臨時会において、吉田大谷地地区及び南河原地区12戸の購入契約について可決いただいているところですが、今回については、荒浜中野地区28戸の購入契約を締結するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

亶理町副町長定数条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、本文中の副町長の定数につきまして、「1人」を「2人」に改める改正内容でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。説明は以上で終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 何点か質疑しますので、よろしく願いいたします。

当局から提案された後、町民の皆さんから思い、意見を伺いました。率直に言って驚いたと言う人もいますし、もう少し1年、2年たってから、どうしても副町長が1人でだめだというのであれば、その段階で2名にしたほうがいいんじゃないかという意見もありますし、いや、2人にして強力な行政を進めてほしいという意見もあります。

それで、2点お伺いします。

震災後3年3カ月と、今までとこれからの状況はどう違うのか。

あともう一つ、今までは震災最優先ということで通常の行政については新しい事業がほとんどありません。そういう意味で、町民の皆さんからも、震災だけでなく通常の業務についても、少子高齢化の問題にしても、教育の問題にしても、もっと力を入れてほしいという声もあります。それで、副町長が2人になると、この通常業務をどのように整理させるのか、まず、その点について伺いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まず、第2点のほうからお答えしたいと思います。

通常業務につきましては、今までどちらかといいますと、災害復旧・復興ということで進んでまいりました。したがって、一般通常業務につきましても怠りないようにやってきたわけでございますけれども、これからやっぱり少子高齢化の時代を迎えまして、それらの特に保健福祉事業を中心に事業がふえようかと思っております。こういった点も怠りなく対応していきたいということでございます。

それから、第1点の質問をもう一度、済みません。

16番（鞠子幸則君） 今、震災から3年3カ月と、これからの状況はどう違うのか。

町長（齋藤 貞君） 今までの震災復旧・復興につきましては、第1としては、被災者の方々の生活の場所の確保。それから公共的な面では、学校を初め保育所等の教育関係、公共機関の早期の普及ということに力点を置いてまいりました。それから、なりわいという面では、いちご団地を初め圃場整備等々、基幹産業を中心にやってきました。これらにつきましては、おおむね計画に沿ってやってきているというふうな判断をしておりますし、また、一つの震災後の流れの中で一気に来たというふうな考え方でおるわけでございます。

しかしながら、まだ積み残した事業というのは結構いっぱいあるわけでございます。1つは、災害危険区域のいわゆる土地利用につきましても、まだはっきり確定していないわけですし、その財源につきましても確保できない面もあるわけでございますし、復興計画の中で計画した事業の中でも財源のめどが立たないものもあるわけでございます。したがって、これからはむしろ復旧・復興において胸突き八丁になるのかなと、さらには、今まで復旧・復興した事業の中のこれからの管理という問題も出てこようかと思っております。そういう面では、今まで一気にやって

きた行政ではございますけれども、これからは行政事業というのは、もっといろんな面の多様化した事業が多く発生してくるというふうに予測しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この2人副町長制ですね。これは、期間は、例えば2年とか3年とか限定されるつもりなんですか、その点について。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この条例提案につきましては、未来永劫という考えは持っていません。どちらかというところ、この非常時が終わるまでというふうな考え方は持っていません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう一点だけ。副町長の給与は、期末手当も含めて給料削減されたことを踏まえて約900万円なんですね。900万円ですと、今日本では年収200万円の方が約2,000万人いますけれども、非常に高いというふうに思いますけれども、同時に、大企業の幹部職員は1,000万円から2,000万円給料を支給されております。それから見ると、責任の大きさとか仕事量から見て、900万円、副町長として高くはないというふうに思うのですけれども。

それで、お伺いしますけれども、給料をいつ10%削減されたのか。そして、今後どうするのか、総務課長、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 給与、現在まで、町長、副町長が10%削減、それから教育長が5%削減でずっと平成17年あたりから来ていますでしょうかね。これについてはそのまま堅持という考え方でおります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 2点だけ簡潔に質問いたします。

1点目は、この副町長2人制の考え方について、現在、専門官という方々がおられるかと思えます。その専門官の役割は、何人いて、どのような業務をこなしておられるのか。町民の声として、この専門官を有効に人材活用してはいかかかというような声も、私の耳には二、三入っております。

したがって、その辺を1点お聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つは、今町長が財源の問題、いろんな方面で財源の獲得に苦慮しておるということを話されました。町民は、やはり副町長の報酬が現行約900万円、年俸ですね。この財源は貴重な財源だと、したがって、こういった財源を見出すためにも、現在の専門官の人材活用をやるべきじゃないかというような声も聞いております。この点について2点お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 1点目につきましては、人数等については総務課長が把握しているので、総務課長のほうから説明させます。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君）現在の専門官につきましては、6名おります。うち、町の再任用での専門官が5名、それから、1名の方につきましては、他自治体から派遣をいただいている方、これは現職の方でございますけれども、その方の1名というふうなことで、合計6名でございます。

お願いしている内容につきましては、あくまでも課長を補佐していただきまして、これまで培ってきました経験を生かしていただいて、班長と課長の間というような形で一緒に仕事を進めていただくというふうなことでございます。その中には、今まで経験した中でのアドバイス等々をしていただくというふうなことでやっております。ただし、アドバイスだけではなくて、当然ながら一職員として仕事もしていただくというふうなことでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 2番目の財源の問題ですね。財源につきましては、副町長ということになりますと、町からの支出になろうかと思えます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 特別職の報酬審議会、この報酬については、平成15年に定めたのが今、現行踏襲されておりますね。したがって、例えば2人制にした場合に、この報酬を減額、要するに削減するような方策の考えはあるのかどうか、お伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在のところは、その件までは、まだ考えておりません。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。3番熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 私はここに立っておりますけれども、この背中の上にはたくさんの町民の皆さんの声がかかっているところでございます。また、今回の定例会におきましては、町長を支えまして優秀な課長たちが答弁をなされておりましたし、また、6名の専門官という方の働きもあります。もし、副町長を1人追加するのであれば、若い、やる気のある職員を二、三名使って復興に携われる。それも一つのアイデアではないかと思えます。

それで、なぜこの副町長を2名にしたのか、その根拠を聞きたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほど来申し上げておりますけれども、いよいよ復旧・復興についてはここ2年、今年、来年がやっぱり正念場かなと思えます。今までは一気呵成に業務遂行した経緯があります。これからは、今まであった事業のいろんな波紋・問題も発生してきますし、まだ積み残した仕事がいっぱいあるわけございまして、組織として働くにはどうしたらいいかということになりますと、横断的にやはり人の力を発揮せざるを得ないのかなというふうな考え方を持っています。

そういう面では、いわゆるトップマネジメントといいますか、最高執行責任者のいわゆる判断、それから実行、あるいは指揮・命令系統、この辺を強固なものがより必要になってくるかなと、これからはいわゆる正念場を迎えるなというふうな意識しております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 山元町も岩沼市も確かに副町長2名の条例がございしますが、今現在では1人となっておるところでございます。私は、今までの齋藤邦男町長と齋藤貞副町長の心を一つにして3年間一生懸命誠心誠意、町民のために働いてこられましたけれども、今、町長になって、またいろんな夢が膨らんでくると思えます。私は、今までの現状どおりで続けていただきたいと思えますけれども、町長、その辺のところはどのようにお考えですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたが、いよいよ正念場を迎えているわけござ

ございます。したがって、復旧・復興の確実な迅速化、それから加速化、そして、その後、将来の次の亘理といいますか、新生亘理、これを私自身も夢に描いております。これをやっぱり早急に実現したいし着手したいと、そのためにも強力なやっぱり執行機関が必要かなという判断でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 2人体制ということでございますが、まず、役割分担をお伺いしたい。第1副町長、第2副町長という名前になるかどうかわかりませんが、いわゆるお1人は事務関係の統括とか、もう1人は震災関係、あるいは現場のほうの統括とか、そういうふうな分け方を考えているのかどうか。それをお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員さんおっしゃるとおりそのような方向では考えておりますし、また、一方におきましては、第1順位、第2順位となりますから、第1順位につきましては町政全般にかかると、第2順位につきましては特に事業部担当、こういった考え方も出てくるとは思いますけれども、これは、条例制定した後に、人選の中で考えていく問題だと思いますし、それともう一つ、そういった分け方の中での町長特命の中で事務事業を担当してもらうということもあろうかと思えます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 人件費に関係いたしまして再度質問いたします。

副町長の月給は66万円。それに、6月と12月に期末手当、これは基礎額を計算しましてそれぞれ1.4と1.5を掛けて、総額1,015万9,050円の支給額ありますけれども、先ほどの説明のとおり10%減額ということで約900万円いただいている説明がありましたけれども、そのほかに退職金手当の負担金がございます。プラス共済金等があるはずですが、それをひっくるめて副町長1人に係る総額の人件費は幾らになるのか、お聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 正確な数は今持ち合わせていないので、後でお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 大事な議案なので、後でというのではちょっとおくれますので、何円とか何十円とかはいいですので、約一千何百万円程度でよろしいので、それぐらいの数字で結構ですので、お答えできませんか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 約1,300万円ぐらいになろうかと思えます。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、その1,300万円を掛ける2ですので2,600万円が、もしこれが可決されれば自主財源、一般会計のほうから出されるというふうになると思うのですが、これはちょっと参考なんですけれども、隣の山元町だと、震災関係なので交付金対象というふうなことも書かれてあるのですが、亘理町はそういうふうなものの対象にはしないのですか。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 先ほどのご質問でもあったのですが、今後、採用になってどのような仕事をするのかというふうなことで、震災専門といいますかそちらをメインというようなことであれば、対象になる可能性は十分あると思えます。ただ、これは申請なものですから、こちらでは判断するのではないのですが、対象になり得ると私は考えております。

以上でございます。

2 番（高野孝一君） わかりました。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 反対討論いたします。

前町長は、震災後3年2カ月の間、副町長と職員が一丸となって亘理町の復旧・復興にひたむきに取り組んでいました。いち早い仮設住宅の整備をし、復興関係にある大きな事業としていちご団地の建設、文教施設の復興、災害復興住宅地の整備そして建設等は既に着工し、終了または整備中のところもあります。

町長は、今後取り組む事業に対し本格化する事業を推進するためと説明しております。これまでならまだしも、今さら副町長を2人にする理由は全く見当たらないし、町民の理解は得られません。

よって、反対いたします。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

現在は、東日本大震災による被害の復旧・復興を進めている最中であります。大きな事業が次々と進められております。そして、今後においても計画されるというこのような状況において、町長は、これからが正念場、そして、今までのいろいろな震災後の復旧・復興については、成り行きにどんどん進んできたこと、現在は、これからが大変な時期に入ることであることですので、副町長を2人制にできることとしより一層の復興の加速を図ることは、被災された方、そして町民の方々にも理解いただけることであると思います。

よって、亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 私は、原案に反対の立場から討論をいたします。

少子高齢化が亶理町にもひしひしと迫ってくる中、財政難が非常に懸念されるころではございます。専門官、優秀な課長、皆さんこの亶理町は誇れる人材がございまして。

よって、副町長2人の原案に対して私は反対させていただきます。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

これから本当に非常に大変な困難な時期を迎えております。それは、東日本大震災からの復旧・復興のこともそうですけれども、やっぱり大部分の町民の皆さんの暮らし、福祉、教育を守り向上させるためにも、町役場の役割は大きいです。そのためには、副町長を2人にして、こういう非常事態に役場としてしっかりと意思疎通をして行政を行って、町民の利益に立って頑張っていただきたい。

そういう観点から、賛成といたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例の件を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立少数であります。よって、議案第45号 亶理町副町長定数条例の一部を改正する条例の件は、否決されました。

日程第4 議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 議案書の2ページをお開きお願いします。また、新旧対照表も2ページとなっております。

議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。第143条に次のただし書を加える。

ただし、日帰りの入浴客については、50円とする。

附則、この条例は公布の日から施行します。

改正内容を申し上げたいと思います。

入湯税につきましては、これまで、鉱泉浴場でありますわたり温泉鳥の海での入浴客に対しまして、税率150円を課税しておりました、今般、温泉施設が再開するに当たりまして、日帰り入浴客に対して税率を50円とする不均一課税を行うものです。このことから、これまでの税率150円は、宿泊客に適用することとなります。

次に、日帰り入浴客に対する税率50円の改正理由でございます。

地方税法第6条第2項の公益等による不均一課税に基づき行うものでございま

す。

この条項につきましては、総務省から不均一課税の運用実例といたしまして、奢侈性がなく、これはぜいたくなサービスというふうな意味でございます、地域住民への使用が目的でありまして、専ら日帰り客の利用に供される施設でありまして、その料金が一般鉱泉浴場における通常の料金に比較して低く定められているものの入湯というふうなことで示されておりまして、これに準拠いたすものでございます。

わたり温泉鳥の海の再開が、安らぎの場として、震災により全壊しました介護予防拠点施設わたり温泉健康センターの利用者の皆様方や、より広い近隣住民の入湯機会がふえることで健康増進につながり、そして住民福祉の向上が図られ、公益に資するものであることから、宿泊客の税率150円に対しまして、日帰り入浴客の税率を50円に不均一の課税を行うこととするものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、不均一課税について説明されましたけれども、再開は日帰りですと、今後、2階、3階、4階が再開されて宿泊もできるというふうになった場合、この150円と50円というのは、これは変わらないのですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 変わりません。当初、わたり温泉鳥の海は観光拠点施設というふうなことから、交流人口の増大、それが地域の活性化につながるというふうなことで150円を設定しておりました。今回は、今申し述べましたとおり、公益性に鑑みまして50円というふうな税率で、これは今後も変わりません。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第47号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 議案第47号 わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書3ページになります。

わたり温泉鳥の海設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるものでございます。

今回の改正につきましては、わたり温泉鳥の海の日帰り入浴オープンに当たり多くの入浴客の皆様に入浴いただきたく、従来大人の入浴料金800円を500円に子供入浴料金400円を250円にするものであります。

また、従来あった体験学習室につきましては、今回の一部オープンにおいて、自動販売機の設置箇所として使用する予定になっております。

内容につきましては、新旧対照表3ページをごらんいただきたいと思います。

別表の2、入浴料金でございますが、浴場区分と備考1、通常料金の「通常」を削りまして、「料金」と改め、夜間料金と岩盤浴の欄を削除し、展望浴場の料金を大人「500円」、子供「250円」に改めます。

また、備考3を削除し、備考4を備考3に繰り上げ、別表の3、会議研修室等に

つきましては、体験学習室の欄を削除するものでございます。

議案書3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、平成26年7月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、説明ありましたけれども、新旧対照表、資料の3ページですね、岩盤浴についてお伺いしますけれども、今後岩盤浴は行わないのですか。そして、現在岩盤浴の施設はどうなっているのですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 岩盤浴についてでございますけれども、従来より、入浴者数が少なくなっておりまして、施設を維持する上でも24時間通電しないと維持していけないというふうなことで、今回、使用しないというふうなことで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 入浴料、大人は1人500円ですけれども、震災前、この3ページにもあるとおり、午後7時以降は500円なんですね。しかも、今回再開されるときは、2階、3階、4階は利用できないと、食事をとるところはないと言ってもいいということ、健康センターは入浴料、60歳からでしたか、300円ですね。これを考えると、必ずしも500円が妥当かどうかというのは、町民からも高いんじゃないかという声もありますので、その点はいかがですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 入浴時間につきまして、従来、夜の10時までとしておりましたけれども、今回8時までというふうなことで考えておりまして、夜間料金を廃止したいなというふうな考えでおります。

また、健康センター等に行くのを、お客様に対しましては、今後、無料入浴あるいは割引券等の配付を検討して考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 無料入浴券ですね。これは65歳以上の町民というふうに理解してい

いんですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 各家庭にお配りしたいというふうな考えでおります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 わたり温泉島の海設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案書については4ページ、それから新旧対照表についても4ページから説明申し上げますので、準備をお願いいたします。

今回の改正は、障害者総合支援施行令の一部改正がされたこと、及び10月1日から入居を開始する西木倉住宅、同じく入居を開始する戸建住宅の大谷地及び南河原住宅の災害公営住宅を、宮城県住宅供給公社へ管理代行を行うもの、並びに平

成27年度より既存の町営住宅についても同社に管理代行を行うことに伴う改正とあわせて、宮城県営住宅条例に倣い条文の整備を行うものでございます。

亘理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

なお、内容については、先ほど申し上げました新旧対照表のほうで説明申し上げますので、新旧対照表のほう 4 ページをご準備願いたいと思います。

最初に、目次の第 6 章附則として、これまでは、第45条から第48条でありましたが、改正に伴い新たに 1 条を加え、第49条までとする改正であります。

次に、第 6 条の 2 は入居者の資格の特例であります。これまでは第 3 号として障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する身体障害、精神障害、知的障害の程度として規定しておりましたが、町営住宅条例施行規則第 2 条にも同じことを規定しておりますので、今回、「規則で定める程度であるもの」に改めるものでございます。

次に、その下の 5 ページの第 7 条につきましては、入居の申込み等の規定でございます。第 4 項中、「入居予定者が町営住宅に入居しないとき」を、「入居予定者の決定を取り消されたとき」と「入居許可者が入居の許可を取り消されたとき」に改正するなど、条文の整備でございます。

次に、第 9 条につきましては、入居の手続の規定でございます。第 4 項中、「入居許可者が」と「又は入居の許可」を加えるなど、取り消すことができることの条文の整備でございます。

次に、5 ページから 6 ページにかけてとなりますが、第14条の収入の申告等と第 16 条の家賃の納入につきましては、県営住宅条例に倣い条文の整備でございます。

次に、第20条については、入居者の費用負担義務の規定でございます。第 4 号中「昇降機」を加える改正であり、災害公営住宅に昇降機、いわゆるエレベーターが設置されるためでございます。

次に、7 ページ、第33条の収入状況の報告の請求等についても、県営住宅条例に倣い条文の整備でございます。

次に、第38条につきましては、町営住宅の明渡し及び検査の規定でございます。第 1 項中、「第45条第 1 項に規定する住宅監理員」を削る改正であります。これは、次の第45条の削除に伴う改正でございます。

次に、第45条につきましては、住宅監理員及び住宅管理補助員の規定であります。今回、住宅供給公社に管理代行を予定しているため削除するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

第46条につきましては、立入検査の規定であります。第1項中、「住宅監理員又は」を削る改正であり、これも、住宅供給公社に管理代行を予定しているため削る改正であります。

次に、8ページから9ページになりますけれども、第47条につきましては、住宅供給公社に管理代行するための新設の条項であります。

第1項については、公営住宅法第47条第1項の規定により、住宅供給公社に管理を行わせることができる規定であります。第2項については、住宅供給公社に管理を行わせることができる権限を規定しております。第1号については入居者の公募の方法、第2号については公募の例外の規定、第3号については入居の資格の特例の規定、第4号については入居申し込みの受理と入居予定者及び入居補欠者の決定通知を規定、第5号については入居予定者の決定の特例の規定、第6号については入居の手続の規定、第7号については連帯保証人を規定、第8号については同居の承認を規定、第9号については入居の承継の承認を規定、第10号については入居の長期不使用の届け出を規定、第11号については併用の承認を規定、第12号については模様がえ等の承認を規定、第13号については明渡しの請求と期限の延長を規定、第14号については住宅のあっせんを規定、第15号については明渡しの請求とあっせんについて規定、第16号については明渡しの検査を規定、第17号については明渡しの請求と通知について規定、第18号については立入検査と指示について規定でございます。

管理代行できない業務といたしましては、公営住宅法第47条第1項に規定している家賃の決定並びに家賃、敷金、その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することではありますが、これらの地方公共団体の歳入の徴収または収納の委託については、地方自治法施行令第158条の規定により、知事に委託することができます。したがって、管理代行による町営住宅の管理業務の委託の効率化をより一層図るため、管理代行の業務委託とあわせて、地方自治法施行令の規定により、家賃、敷金等の徴収及び収納の業務を住宅供給公社に委託を考えているものでござい

す。

ただし、家賃の決定及び減免、徴収猶予などの業務については、町が直接行う業務となります。

次に、9ページの下の方から11ページにかけてとなりますけれども、第3項については、住宅供給公社に管理代行するための読みかえ規定でございます。

内容につきましては、住宅供給公社に管理代行できる権限としては、第2項のとおり、入居者の公募の方法、入居者の資格の特例、入居の申し込み等がありますが、その条文中「町長」とあるのは、「宮城県住宅供給公社の理事長」と読みかえる規定でございます。

次に、11ページの下段のほうになりますけれども、新第48条の罰則として、その下、新第49条の規則への委任については、第47条の新設に伴い条の繰り下げの改正であります。

次に、11ページから12ページまでの別表の改正でございます。

災害公営住宅の設置に伴い、新たに西木倉住宅として位置は、亶理町荒浜字西木倉52番地2、そして大谷地住宅の戸建て住宅として位置は、亶理町吉田字大谷地1番地20、1番地21、1番地22、1番地23、1番地24、1番地25、1番地26、1番地27、1番地28、1番地29及び1番地30と、南河原住宅としての位置は、亶理町長瀬字南河原1番地16の3住宅を加える改正でございます。

また、共同施設として、これまでは集会所等と児童遊園の区別はありませんでしたけれども、新たに西木倉住宅の設置に伴い、区別して、西木倉住宅集会所と西木倉住宅児童遊園を加える改正でございます。

議案のほうに戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第4号、これは昇降機の規定です、また、別表の改正規定、これは新たに災害公営住宅として設置される3住宅についてですが、平成26年10月1日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、既存の町営住宅、倉庭、袖ヶ沢、下茨田についての経過措置でございます。管理代行されるまでの期間はその効力を有する規定でございます。

以上で、議案第48号についての説明を終わります。よろしくご審議方お願いいた

します。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 新旧対照表の8ページですね、47条、宮城県住宅供給公社に管理業務を委託するのが、今回の条例改正の大きな柱であります。

それで、1点目でお伺いしますけれども、宮城県住宅供給公社は、県庁、自治会館の東側にあります。それでお伺いしますけれども、災害公営住宅及び町営住宅の方々がさまざま相談を役場窓口に来たときに、従来以上に親切丁寧な対応をされるのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） もちろん親切丁寧に相談に乗っていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 管理連絡員は、これは何戸に何人配置するのかですね。

もう一点、管理連絡員というのは、要するに、住民の皆さんと宮城県住宅供給公社のパイプ役というふうに思いますけれども、この管理連絡員を、例えば、西木倉の住民の皆さんで自主的に選ぶようになるのか、その点、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず1点目の管理連絡員については、前に資料でもお示ししたとおり、120戸に1人の割合で選ばせていただきたいと思います。

それから、2点目の、やはり地区に住む方たちの推薦といいますか、そういうような形で話し合いを持っていただきまして、その中から選出していきたくて考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、公営住宅法の第1条の目的には、国と地方自治体が協力して健康で文化的な生活を営めるように住宅を整備すると、これを、住宅に困窮する低額の所得者に低額の家賃で提供すると。よって国民生活の安定と社会福祉の向上に資するんだというのが、公営住宅法の第1条でありますけれども、管理代行を宮城県住宅公社に代行をしても、事業主体は町であることには変わりありませんので、この目的の精神に立って、ここの特に災害公営住宅は今まで仮設住宅

の方々がほとんど災害公営住宅に入りますので、初めてのことなもので、これについてもこの精神に立って進めていただきたいと思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鞠子議員おっしゃるとおりのことだと思っております。

もちろん親切丁寧により以上に進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今までの町営住宅も今度県のほうに代行をお願いするわけですが、例えば、今まで滞納をしていた方のデータとかも全部行くんでしょうか。何か私のそばの方なんかこの話をちょっとされている方がおまして、今までは役場に来ているんなお話をしながら家賃とかをきちっと払っていらっしゃった方が、今度はコンビニでも払えますよ、銀行も広がりますよ、いろんなところが使えますよという、やっぱりそういう話し合いをどんどん進めていくんでしょうかね。今、例えば、うちのそばの倉庭住宅にいらっしゃる方は、やっぱりそこから辺、若干心配していらっしゃる方もいるのですけれども、そういう今住んでいらっしゃる方が、今までと変わって今度は管理が県のほうに行くという部分に対して、これからきちっと説明をしていかれると思いますけれども、この点についてちょっとどのようにお考えですかね。今まで入っていらっしゃっている方の町営住宅が県の管理のほうに移行することに対しての説明会等、今後設けていくつもりでしょうか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、最初のほうに申された滞納の関係については、やはりそれは移行せざるを得ないと思うのですけれども、もちろん平成27年、来年度の4月から県の住宅供給公社に管理代行することについては、お住まいになっている方に説明会等を開きまして実施していきたいと思っております。また、説明会に来られる方等についても個別に相談を受ける等ですね、親切に進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） あと、今、西木倉、間もなく入居ができるようになりますけれども、今回第4次の仮設住宅の申し込みを行っておりますけれども、この間まで

40%の入居率かななんて思いますけれども、そういう中で、例えば、西木倉全部を管理するんですか。それとも、1棟にするのか。その管理の状況がわからないのですけれども、西木倉住宅全部100世帯分をお願いするのか。それとも、入っていらっしゃる方の管理をお願いするのか。そこら辺、ちょっとわからないのですけれども。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 全て埋まらない場合でも、空き室を含めまして全て、西木倉ですと100戸分について管理代行をお願いするというふうな形になります。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうすると、この間、全員協議会の中で説明いただいたのですが、年額で約2,000万円になる予定だと、そういう見込みを踏んでいらっしゃいますけれども、ことしは500万円という部分ですけれども、西木倉のその40%の私のわかっている中での入居の中で、この管理どうなんですかね。もう少し埋まらないと、要するにお金が入ってこないと、管理費をこのあいている部分はどこで出すのかというと、町で出すのだと思うのですけれども、そこら辺の考えはどのように考えていらっしゃいますか、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） あいているものについても全て管理お願いするわけなんですけれども、なお、やはりあいている状況をつくるのではなくて、今後、仮設住宅等にお住まいではっきりしていないという方もまだいらっしゃいます。そういった方についても、今後被災者支援課とともに相談を受けながら、災害公営住宅のほうに入居していただけるように進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案書10ページ、新旧対照表13ページをお開きになっていただきたいと思えます。

議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の改正につきましては、災害復旧工事完了による長瀬小学校の移転に伴い所在地を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

亶理町立学校の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中、亶理町立長瀬小学校の位置を「亶理町長瀬字南原193番地1」から「亶理町長瀬字南原193番地76」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年8月1日から施行いたします。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 亶理町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町立荒浜中学校・長瀨小学校新校舎被災備品購入事業（災害復旧））

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第50号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして、議案書の11ページ、議案第50号 物品購入契約の締結について説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

記といたしまして、事業名が、平成26年度亶理町立荒浜中学校・長瀨小学校新校舎被災備品購入事業（災害復旧）でございます。

契約金額が、4,719万6,000円。

契約の相手方につきましては、柴田郡柴田町本船迫字上町26番33号 株式会社北文社 柴田営業所でございます。

なお、落札率につきましては、90.21%でございました。

資料につきましては、次の12ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年5月30日。

入札の方法については、指名競争入札。

入札参加業者については、株式会社北文社 柴田営業所、有限会社高石事務機、有限会社鈴や、株式会社渡辺太陽堂。

なお、このほか株式会社ミヤックス、あと株式会社宮城県学校用品協会、イシガキの3社につきましては、指名業者として入っておりましたが、入札を辞退され

た経緯がございます。

入札回数については、1回。

購入品目及び数量、それから規格については別紙のとおりということで、次の13ページから15ページ。15ページの中段までが荒浜中学校の備品一覧でありまして、15ページの中段以下から19ページまで、これが長瀬小学校の備品一覧でございます。その後の20ページから29ページまでが、参考としましてそれぞれの学校の備品の写真を掲載しております。

受渡期限につきましては、平成26年8月22日。

受渡場所については、亘理町立荒浜中学校・長瀬小学校でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 単純なことなんですけれども、これはなぜ、次の議案ですけれども51号と一緒に出さなかったのか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 次の議案51号については、事業名が必要管理備品購入事業ということで、第50号については被災備品購入事業の災害復旧ということで災害復旧の購入事業で、別の事業ということでそれぞれ別に上程させていただいたのでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 入札参加業者4社でございます。その中において、亘理町内1社でございます。先ほどの説明ですと、3社の方が辞退されたということでございますが、その辞退された理由は何なんでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 全て理由については、入札参加された業者のその会社の都合により辞退された思います。

ただ、町のほうではその辞退された理由等については一応会社の都合でございますので、ちょっとわかりかねいたします。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 品名が、事務機器の内容であろうかというふうに思います。ここ

ですと、ウチダというふうなことになっていますよね。事務機器の業界の売上一位はコクヨなんですよね。その次にオカムラ、イトーキ、で、ウチダというふうなことになっているわけなんです。その業者のほうで取り扱えない事務機があれば、最初から勝負にならないわけですよね。ですので、その町内業者が参加できる環境というか、その辺あたりを十分考慮していただきたいというふうに考えているわけですが、その辺いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 今回の災害復旧の備品に関しまして、まず、荒浜中学校と長瀬小学校も備品台帳が全て流失してしまったとそういうことで、しからは、災害査定をどうやって受けようかというようなお話になるのですが、長瀬小学校の場合は、高屋小学校と吉田小学校の備品台帳を参考にいたしました。

荒浜中学校に関しましては、逢隈中学校と吉田中学校の備品台帳を参考にしながら災害査定を受けたわけでございます。そういう部分があるのと、それから、もともと亘理町内にウチダの製品が多かったとそういうような解釈で、今回の購入を予定しておる備品もウチダが多くなったとそういう解釈だと思えます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） ある程度、地域の商店街の活性化もあるわけでございますので、その辺も十分考慮して今後対応していただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今回の備品購入は、先ほど説明があったように、主に津波被害があつての購入というふうな説明がありました。その中で長瀬小学校に関して質問いたしますけれども、長瀬小学校の場合は、1階が津波被害がありまして、2階以上は原形をとどめていたような記憶がございます。それで、この備品購入に関しては、あくまでも1階の津波で被害を受けた備品の購入ということよろしいのですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、児童が利用する机と椅子が100個ずつあります。今、

児童数が約200名になりますか、そのうちの100個というと半分でありますけれども、その辺の使い分けと申しますか、1年生から6年生までありますけれども、これはどういうふうな使い分けで100個にしたわけですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 今も使える備品に関しましては、各小学校、中学校、応援いただいて、今、備品を確保しております。今後、足りなかった部分に関してこれを購入したという形ですので、あとは、学校の先生方といろいろお話をしながら、学校の先生方の意向に沿った形で机なんかを入れていくということです。

あと、これと次の議案にもあるのですが、これは特別教室の関係が主になってきますので、そうしますと、今、建設をやっておりますけれども、備えつけるちょっとした工事費がかかるような備品も多数含まれるということで、今回計上させていただいておりますので、使える備品は使うと、そういう形で今、引っ越しの段取りをとっておるところでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第51号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町立荒浜中学校・長瀨小学校新校舎必要管理備品購入事業）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第51号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の30ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第51号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

記といたしまして、事業名が、平成26年度互理町立荒浜中学校・長瀨小学校新校舎必要管理備品購入事業でございます。

契約金額が、1,503万3,600円。

契約の相手方が、柴田郡柴田町本船迫字上町26番33号 株式会社北文社 柴田営業所でございます。

なお、落札率につきましては、90.21%ございました。

資料につきましては、次の31ページ以降となります。

入札年月日が平成26年5月30日。

入札の方法については、指名競争入札です。

入札参加業者につきましては、株式会社北文社 柴田営業所、有限会社高石事務機、有限会社鈴や、株式会社渡辺太陽堂。

なお、このほか株式会社ミヤックス、株式会社宮城県学校用品協会、イシガキにつきましては、指名業者として入っておりましたが、入札を辞退された経過がございます。

入札回数については、1回。

購入品目及び数量、規格については別紙のとおりということで、32ページから33ページの中段まで、これが荒浜中学校の備品一覧でありまして、33ページの中段

から下が長瀬小学校の備品一覧表でございます。その後の34ページから37ページまでが、参考といたしましてそれぞれの学校の備品の写真を掲載しております。

受渡期限が、平成26年8月22日。

受渡場所が、亘理町立荒浜中学校・長瀬小学校でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 小中学校の備品について、これは法律とか政省令で、最低これだけの、Aという備品がこれだけ必要だという定めはあるんですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） ございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 具体的にわかりますかね、どういう法律でどういう政省令かというのは。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 申しわけございません。詳細については、調べてご報告申し上げます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう一点だけ、済みません。

これは通常の備品購入ですけれども、これは国の補助金はあるのかないのか。なければ、町の一般財源となりますけれども、その点、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 今回の国の災害に関する国費を使った補助の部分に関しましては、1階部分の被災した部分ということで、この議案第51号に載せている備品に関しましては、基本的に2階、3階部分の備品でございます。全て一般財源でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成26年度
亘理町立荒浜保育所・児童館災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第52号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の38ページをお開きいただきたいと
います。

議案第52号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することが
できるものとするでございます。

記といたしまして、工事名が、平成26年度亘理町立荒浜保育所・児童館災害復旧
工事でございます。

請負金額が、5億8,320万円。

契約の相手方につきましては、亘理町荒浜字水神62番地 阿部工務店・田中建材
輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

なお、代表構成員につきましては、阿部工務店でございます。平口建設につつま
しては、北海道伊達市の建築業者でございます。

落札率につきましては、99.50%でございました。

次に、39ページの資料をごらんいただきたいと思ひます。

入札年月日が平成26年5月30日。

入札の方法が、条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものにつきましては、まず構成員のうちの代表者については亘理町内に本社または本店を有する事業者で、建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上の者と、代表者以外の構成員につきましては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に本社または本店を有し、建築一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者につきましては、太田工務店・宮城林産・小松建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・千石建設・須藤建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・田中建材輸送・平口建設 復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・八木工務店・菅建設 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・岩佐組・浅水建設 復旧・復興建設工事共同企業体。以上、5社となります。

入札回数については、1回。

工事場所については、亘理町荒浜字隈潟地内ということでございます。

工事内容につきましては、まず保育所については、鉄骨づくりの平屋建てで、屋根についてはガルバリウム鋼板瓦棒ぶき、外壁については成形セメント板、アクリルシリコン樹脂塗装、敷地面積については3,172平方メートル。延べ床面積が557平方メートル。主要室については、事務室、更衣室、調理室、遊戯室、保育室6室でございます。それから、外構・造成工事一式となります。

児童館につきましては、鉄骨づくりの平屋建てで、屋根につきましてはガルバリウム鋼板瓦棒ぶき、外壁については成形セメント板でアクリルシリコン樹脂塗装となります。敷地面積が2,209平方メートル。延べ床面積が426平方メートル。主要室につきましては、事務室、更衣室、静養室、倉庫、図書室、小ホール、自由来館室、子育て支援室、児童クラブ室が2室となります。それから、外構・造成工事一式でございます。

なお、これらの図面については、41ページが位置図、それから42ページ以降が各構造図になります。44ページが児童館の位置、それから、45ページ以降が児童館の平面図等になります。

工期につきましては、平成26年6月24日から平成27年3月10日までの工期となります。

ます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成26年度
亘理町立吉田保育所災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の47ページになります。

議案第53号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

工事名が、平成26年度亘理町立吉田保育所災害復旧工事。

請負金額が、3億7,044万円。

契約の相手方につきましては、亘理町逢隈高屋字中野上108番地 斎藤工務店・八木工務店・菅建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

なお、代表構成員につきましては、斎藤工務店でございます。菅建設につきまし

ては、北海道伊達市の建築業者でございます。

落札率につきましては、99.22%でございました。

次の資料、48ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年5月30日。

入札の方法については条件付き一般競争入札ということで、条件につきましては、先ほどの議案の第52号でお話した内容と同じ条件でございます。

入札参加業者につきましても、先ほどの入札参加業者と同じ企業体でございます。

入札回数が、2回。

工事場所が、亘理町長瀬字南原地内。

工事内容につきましては、鉄骨づくりの平屋建てで、屋根につきましてはガルバリウム鋼板瓦の棒ぶき、外壁については成形セメント板でアクリルシリコン樹脂塗装でございます。敷地面積が2,421平方メートル。延べ床面積が682平方メートルです。主要室につきましては、事務室、更衣室、調理室、遊戯室、保育室が6室でございます。それから、外構・造成工事が一式でございます。

工期については、平成26年6月24日から平成27年3月10日まででございます。

49ページが案内図及び配置図、50ページが平面図で、51ページ目が立面図でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 吉田保育所の建設ですけれども、49ページですね。この図面上、吉田保育所の園庭はどういうふうになる予定なんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 49ページの左側のほうに黒く塗ってあるところございますが、その上のところに丸い円があろうかと思えます。小学校との間になりますけれども、そちらのほうが一応園庭ということでございます。

なお、大きなイベント、運動会等につきましては、小学校のほうのグラウンド等を使用させていただくことで、学務課とか、あと学校のほうともいろいろ協議をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 所管事務調査報告書でも報告しましたけれども、この園庭に子供たちが使いやすい遊具を設置してほしいという役員会の声もありますので、それについてどういうふうにされますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 園庭の遊具につきましては、これから考えるところなんです。一応宮城県の復興の関係で、国のほうからの指定を受けた環境学会という学会があるのですが、プランニング開さんとか入っている会なんですけれども、そちらのほうのアドバイスなども受けながら、遊びやすい環境ということで、丘みたいなのを設けたり一応考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 完成後、平成27年3月完成予定ということは、来年度4月からオープンしたいと、開園しますということになるかと思えます。それで、今使っている吉田保育所の立派な木造の建屋の跡利用といたしますか、始末をどのようにちょっとその辺、先のことなんですがお伺いします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ユニセフさんのほうから寄贈いただきました吉田保育所の仮園舎、今65名近くのお子さんたちを預かっていますけれども、そちらにつきましては、一旦吉田保育所に移っての開園ということで、その施設につきましては、現在、担当課のほうで考えているのは、児童福祉施設ということでご寄附をいただいておりますので、一時保育事業とか、あとは病後の保育とか、保護者の方々は医療機関併設とか希望されていますが、それが無理な場合には、施設を1カ所設けてやる方向とか、あとは休日保育、そういった特別な保育のほうでまずは活用ができないものか。それからあわせて、10月に開設を目指して今進めています。ファミリーサポートセンターの事務局なんかも配置しながら考えております。

そしてまた、あと待機児童の関係での対策といたしまして、指定管理なりそういった形で保育の需要に対応できないかもあわせて、今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 土地売買契約の締結について（亶理中央地区
工業団地企業誘致事業）

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第54号 土地売買契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の52ページになります。

議案第54号 土地売買契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、事業名につきましては、亶理中央地区工業団地企業誘致事業でございます。

所在地については、亶理町逢隈高屋字堂田128番3 外1筆でございます。

面積については、2万2,827.56平方メートル。

契約金額が、3億3,099万9,620円でございます。

それで、亶理中央地区の工業団地につきましては、前にもお話ししましたとおり、舞台アグリイノベーション株式会社のほうに約5万4,000平方メートル売却予定でありまして、企業側と町が用地売買予約契約を締結し、このうち今回の面積

につきましては土地の賃貸借契約を締結し、精米工場の建設を進めてきました。皆様ご承知のとおり、亘理中央地区の工業団地につきましては、32.6ヘクタールのうち、1工区、11.7ヘクタールの造成は既に完了しておりますが、東側の残り2工区分については、今年度に造成を完了させる予定でございます。

舞台アグリノベーション株式会社の売却予定の約5万4,000平方メートルについては、2工区の未造成地分を含んでいるということから、土地の造成工事と土地の分合筆等の手続が完了後において正式に土地売買契約を締結することとしておりましたが、舞台アグリノベーション株式会社から、今回の土地取得と工場建設に活用する経済産業省の津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を受けるに当たり、ことしの6月中に工事建設部分の用地を先行取得したいという申し出があったことから、今回、4月の臨時会でもご承認いただきました工場建設部分の用地面積の確定測量を行い、今回、土地の売買契約の締結をするものがございます。

今回の売却する部分の明細については、右の53ページの資料をごらんいただきたいと思っております。

所在地、地目、面積の順に記載しておりまして、今回売却する部分については、亘理町逢隈高屋字堂田128番3、宅地で、2万2,790.71平方メートル、亘理町字江下175番2、宅地で、36.85平方メートルで、2筆合計で2万2,827.56平方メートルでございます。

売払単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円ということで、これについては、平成26年度の当初予算で議員の方々にご説明し、ご承認いただいている単価でございます。

次の54ページが、工業団地の位置図でありまして、地理的に申しますと、上が北側となりまして、ケーヒン、積水工場の南側、赤の破線で囲まれた部分が工業団地でありまして、今回売り渡し部分が、赤で塗色した箇所となります。次のページが具体的な箇所でありまして、水色で塗色した箇所、この中で江下の175の2については、字がこの堂田の字に隣接して字名が違うということで、合計2筆となったものがございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 土地売買契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 土地売買契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第55号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第55号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、続いて、議案書の56ページをお開き願います。

議案第55号 町道の路線認定について説明申し上げます。

今回の町道の路線認定につきましては、浜吉田地区の防災集団移転促進事業として整備した造成地周辺の1路線、及び避難道路として整備する5路線のうち、新設並びに道路整備事業として取り組む2路線を認定するものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものであります。

認定する路線は、路線番号801の大谷地団地駅前線、路線番号802の橋本掘添線、路線番号803の荒浜大通線の3路線であります。起点及び終点については記載のとおりでございます。

最初に、次のページ、57ページの路線番号801の大谷地団地駅前線につきましては、丸印で示している町道浜吉田停車場線を起点として、矢印で示している防災

集団移転促進事業として整備した大谷地団地を終点とするもので、周辺の住民の方の通勤通学等の利便性の向上を促進するための道路でございます。道路延長は、約190メートルで、幅員は6メートルでございます。

次に、58ページをお開き願います。

路線番号802の橋本掘添線については、亙理町復興計画に基づき避難道路整備事業として取り組むもので、あわせて二線堤の役割を有する道路でございます。丸印として示している主要地方道、県道の相馬亙理線、吉田字南上が起点として矢印で示している鳥の海湾沿いの吉田字塩田を終点とするものであります。道路延長は4,150メートル、幅員については12メートルで、高さについてはTP5メートルで整備するものでございます。

次に、隣のページ、59ページの路線番号803の荒浜大通線については、この路線についても、亙理町復興計画に基づきまして避難道路整備事業として取り組むものであります。丸印として示しているわたり温泉北側の町道鳥の海公園西線が起点として矢印で示している高屋小学校北東交差点部の町道神宮寺高屋線が終点とするものでございます。道路延長については3,720メートル、幅員は12から15メートルの路線であります。

なお、ほかの避難道路については、道路の延長等の変更に伴うものでございまして、改めて町道の認定が必要となるものではございません。

以上で、議案第55号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 町道の路線認定につい

ての件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後 1 時といたします。休憩。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 0 時 55 分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14 議案第 56 号 平成 26 年度亙理町一般会計補正予算（第 1 号）

議長（安細隆之君） 続いて、日程第 14、議案第 56 号 平成 26 年度亙理町一般会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第 56 号 平成 26 年度亙理町一般会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第 1 号）の 1 ページ目を最初にお開きいただきたいと思います。

平成 26 年度亙理町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 5,266 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 320 億 5,666 万 6,000 円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、議員の皆様方もご承知のとおり、本年 5 月に亙理町長選挙が行われるということで、当初予算につきましては骨格予算で編成しておりまして、経常経費と継続事業、そして亙理町震災復興計画に基づく事業の予算編成等となったところでございます。

今回は、選挙後の政策的な事業等を盛り込みまして、総額で 6 億 5,266 万 6,000 円の事業費の追加ということで上程させていただくものでございます。

そうしたことから、今回、予算の説明資料ということで、事業課関係については、都市計画課、農林水産課の追加事業の箇所を別紙で記載しておりますので、事業

計画書の箇所については、説明を省略させていただきますが、こちらに図面のほう詳細にわたりまして掲載しておりますので、こちらのほう、あとご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。初めに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費1,703万2,000円の増額補正でございます。主な内容については、右の17ページの説明欄に記載しておりますが、使用料については、当初予算において7人分の役場の派遣職員の住居借り上げ等を計上しておりましたが、追加で6人分の派遣職員の住居借り上げ料が必要となったことから、今回432万円補正するものでございます。この経費については、震災復興特別交付税が措置される予定でございます。補助金1,242万9,000円の増額補正については、東日本大震災の津波により被災した大畑浜公会堂の建設事業に対する補助金でございます。また、財源については、県の震災復興基金を充当する予定でございます。

6目企画費927万7,000円の増額補正ですが、委員報酬としまして、亘理町総合発展計画審議会委員について、当初予算では町内の一般委員の委員報酬を計上しておりましたが、今回、学識経験者として大学教授2名に委員になっていただいて、総合発展計画の取りまとめをお願いしたいという考えから、今回25万3,000円補正するものでございます。補助金902万4,000円の増額補正につきましては、一般コミュニティ助成金及び被災者コミュニティ支援事業補助金として、それぞれコミュニティ助成事業、自治総合センターのコミュニティ助成金を活用するものでございまして、一般コミュニティ助成金については、下茨田南区における会議用テーブル、椅子、テント等の整備に対して150万円助成するものと、わたりを考える会に対しては、イベント用の備品としまして、蛍まつり等の開催時に使用するステージ、発電機等の整備に対して250万円助成するものでございます。被災者コミュニティ支援事業補助金については、説明欄に記載の荒浜、吉田東部、逢隈地区の各協議会に対しまして、テント、長机、炊き出し用大鍋等の備品購入に対する助成を行うものでございます。吉田西部のまちづくり協議会につきましては、事務所の農村創作活動センターの震災・老朽化の影響による屋根の修繕、そ

れから、畳の表がえ等をするものでありまして、合計502万4,000円補助するものでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費1項3目老人福祉費489万5,000円の増額補正ですが、19ページの説明欄にございますように、地域支え合い体制づくり事業につきましては、平成23年度からサポート拠点事業を実施しておりまして、当初予算で活動経費として532万3,000円を計上しておるところであります。今回計上しますのは、平成25年度の災害対策基本法の一部改正によりまして、新たに災害時要支援者名簿の作成、それから避難支援者関係者への名簿情報の提供が義務づけられました。そこで、本町におきましても、今回、要支援者の名簿システムを導入し、対象者への周知の上、避難支援に必要な情報を登録し自主防災組織に提供するというので、個別避難計画の作成を促し、災害時における迅速な対応に活用するものでございます。

7目の障害者福祉費609万8,000円については、次の20ページに続きますので、次のページをお開きください。

委託料581万円の増額補正で、地域人づくり事業委託料381万円の補正については、平成26年、27年度の2カ年事業で、国が全国の雇用情勢を鑑み、経済成長力の底上げと好循環の実現を図るべく、雇用創出事業の積み増しの形で複数の活用事業が予算化されたものでございます。平成27年の3月末までに全障害福祉サービス利用者の計画相談支援作成が義務づけられている中で、本町においては、現在進捗率30%の状況でありまして、今後、迅速化を図る必要があることから、障害者相談支援事業所サポート事業を申請し、今後2カ年度で実施するものでございます。事業概要としましては、地域の無業者を障害者総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用するのが主なものでございまして、雇用先の事業所については、県南ありのまま舎とし、雇用人数1名で、この事業については、緊急雇用創出事業交付金で全額措置される予定でございます。

第4期障害福祉計画策定に係るニーズ調査委託料200万円の補正につきましては、障害者福祉支援法第88条に規定する、市町村障害福祉計画の第4期、平成27年度から29年度として、平成26年度に策定する際に、サービス見込み料を積算の上で利用者のニーズ調査が必要なことから計上するものでございます。

8目の被災者支援費64万8,000円の増額補正については、現在、仮設住宅に設置

しておりますエアコンについて、今後入居者に譲渡できる方向であるということから、今回取り外した後の室外機に通じる穴をふさぐための保護材の購入費として消耗品費を計上するものでございます。

2項2目児童館費、1,329万2,000円の増額補正については、右の説明欄にございますように、工事請負費として1,527万3,000円、逢隈児童館の屋根塗装工事のほか、主なものといたしまして逢隈児童館のエアコン設置工事、それから、吉田西児童館、トイレの一部洋式改修工事、高屋児童クラブ断熱改修工事等でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

3目保育所費3,272万円の増額補正でございますが、右の23ページの説明欄にございますように、工事請負費といたしまして、亘理保育所のエアコン設置等の工事で、現在、亘理保育所のホール及び事務室、1・2歳児の保育室2室には冷暖房がなく、児童の午睡などに支障を来している状況でありまして、今回、エアコンの設置とともに受電設備でありますキュービクルが現状のものではエアコンの増設ができないということで、キュービクルの更新もあわせて実施するものでございます。

あわせて工事請負としまして鹿島保育所屋根・外壁改修工事で、鹿島保育所の屋根及び外壁がさび等で傷んでおりまして、3年に1度の特殊建築物点検において消防署より指摘を受けたことから、今回、工事を行うため計上したものでありまして、工事請負費として総額3,272万円を増額補正するものでございます。

4款衛生費におきましては、1項2目予防費138万8,000円の増額補正でございます。23ページの説明欄にございますように、風疹対策については、亘理町におきましては、昨年、19歳から49歳までのワクチン接種を希望する男女に対して実施し、その費用を助成いたしました。現時点では昨年のような流行は余り見られないものの、対策として今回、国が県に抗体検査を無料で実施するよう指導を出したところでありまして、本町では、このことを受けまして、昨年同様、抗体の有無にかかわらず対象年齢の希望者に対して麻しん・風しんの予防接種委託料102万円、それから町外受診者と既接種者分として、予防接種助成金として36万8,000円補正するものでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

6款農林水産業費1項4目2,283万2,000円の増額補正でございます。25ページの説明欄でございます農業振興事務経費84万6,000円の補正につきましては、震災後、イタリアのプラト市の市長からオリーブの木の寄附を受けたことをきっかけに、今、まちづくり協議会でオリーブの木を植樹してきたところでございます。今後、オリーブの生産を町の産業として発展させていくため、先進地視察、それから基本計画の構想等の作成業務を委託するものでございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄については27ページになりますが、野菜振興対策経費899万円の補正については、平成24年度から復興交付金の効果促進事業を活用し、首都圏における販路拡大を目的に流通実態やマーケティング調査等を実施してきたところでありますが、これまで調査した情報や販路等をもとにインターネットでの販売促進や青空市場での販売などを行うもので、PR活動にかかわる謝礼、職員旅費、イチゴ購入代等を見込んでおります。

工事請負費230万円の補正ですが、吉田浜の送水機場の受電設備工事とさく井の改修工事にかかわる工事でありまして、震災以前については吉田浜の農地管理組合が運転管理を行っておりましたが、震災後については、吉田浜のいちご団地が被災し、送水するパイプラインも被災したことから、送水機場周辺の新丁・一本松地区の農家の方が水をくみに来ている状況であり、当初予算におきましては、管理費を計上しておりますが、今回、送水機場の受電方式を高圧から低圧に変更し、電気料の軽減を図るものと、現在、4カ所あるさく井のうち1カ所しか稼働していない状況でありまして、予備として配電設備を改修し2つ目の井戸を使用できるようにするものでございます。

園芸特産重点強化整備事業費604万円の補正については、互理おらほのいちご生産組合が実施する夏イチゴ栽培ハウスの導入に対して助成を行うもので、この事業については、県の市町村振興総合整備事業補助金を活用する事業でございます。

経営体育成支援事業費1,245万2,000円の補正については、ことしの2月の豪雪により被害を受けた農業用施設や農業用機械の再建、修繕、撤去にかかわる費用を、被災農家に対しまして助成するものでございます。

6目農地費につきましては、1,589万3,000円の増額補正でございます。内容については27ページの説明欄にはなりますが、館南にあります小堤ため池改修工事に

係る工事請負費ということで、120万円計上しております。それから、用排水路整備事業費756万円については、高屋地区及び鹿島地区2地区の排水路改修工事に係る工事請負費でございます。

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金263万3,000円の補正につきましては、当初予算におきまして1,167万6,000円計上しておりましたが、今回、活動支援費の単価が1アール当たり220円から270円に変更されたことから、今回差額分として263万3,000円増額補正するものでございます。

鳥の海湾防災緑地整備事業費450万円の増額補正につきましては、具体的には、国で整備予定の防潮堤の背後地に、今後高さ5メートルの緑地帯を造成予定しておりますが、緑地帯を造成するに当たり、防潮堤に土圧のかかるおそれがあることから、今回3カ所の断面について液状化流動化解析を行うよう国のほうから指導があったため、液状化流動化解析を含めた防災緑地の実施設計を委託するものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

8目食糧需給総合対策費1,894万5,000円の増額補正ですが、主なものとしまして生産調整推進対策事業費としまして、亘理町認定農業者連絡協議会に対して、担い手農地流動化転作奨励助成事業費補助金として900万円、各集落営農組合、大豆転作組合に、とも補償等地域営農推進事業費補助金として、それぞれ生産調整対策として1,100万円補正するものでございます。

9目農業用施設整備費として、7,136万8,000円の増額補正ですが、県営逢隈西部地区圃場整備事業の事業完了に伴い、あわせて地区内で担い手農家等に集積を進めておりました農地集積が今回達成されたことから、亘理土地改良区に対しまして、国県支出金と町の一般財源をあわせて交付するための補正でございます。亘理土地改良区の補助金の交付については、逢隈西部地区の受益農家の償還金の軽減に充てる目的で、償還金事務の取りまとめをしております同土地改良区に交付し、農家の負担軽減に充てるものでございます。なお、全体事業費としまして1億4,273万7,000円の交付予定ですが、今年度と来年度の2カ年度に分けて交付予定であり、来年度についても、今年度とほぼ同額の交付予定としております。

3項水産業費3目復興事業費2,117万1,000円の増額補正につきましては、地域資源活用総合交流施設整備事業、いわゆる水産センターの建設工事ですが、これに

については、平成25年度の工事が出来高16%と見込んでおりましたが、工事の進捗がおくれていることから、平成25年度の最終の補正予算、既に専決処分で承認いただきましたが、工事出来高を9.8%に減額し平成26年度の債務負担分の増額を行いました。今回計上いたしますのは、さきに減額した分、言いかえますと、債務負担分の増額した分を補正するものでございます。

次に、7款商工費1項2目商工振興費6,203万8,000円の増額補正でございまして、説明欄にございますように、商業施設集積整備事業補助金として、被災した町内中小企業者の事業活動の早期回復を図る目的で商業機能の復旧促進事業に係る補助金として5,924万3,000円、つなぎ資金借入利子に係る補助金として279万5,000円を補正するものでございます。現在、荒浜地区への出店者で組織する予定の管理組合において実施する共用部分の整備に対しての助成をするものでございます。具体的な整備内容については、駐車場の舗装、トイレ、アーケード等の共用部分の整備でありまして、総事業としまして2億2,352万8,000円を見込んでおります。その事業費の4分の3がグループ補助金で賄われ、残り4分の1について全額補助するものでございます。そして、この共用施設を整備する経費についてグループ補助金の交付が完成後になることから、それまでの間、代替の資金調達が必要となりまして、民間の金融機関から貸し付けを受けることとなりますので、その貸し付けを受ける際の利子分に対しまして全額助成を行うものでございます。

なお、商業施設の復旧促進のための事業費に対する補助金に係る経費については、県の復興基金を充当する予定でございます。

1項3目観光費704万5,000円の補正については、観光振興経費としまして400万円の補正ですが、ことし8月15日に、灯籠流しとあわせて開催予定のミニ花火大会に要する経費に係る亘理町観光協会への補助金でございまして、開催場所については荒浜中学校東側の横山囲いで、約1,000発程度の打ち上げを予定しております。主催については亘理町観光協会で開催する予定でございまして、

続いて、30ページをお開きいただきたいと思います。

続けて31ページの説明欄になりますが、観光施設整備事業経費として304万5,000円の増額補正です。ことし秋に再開予定でありますわたり温泉鳥の海の入湯税分を、観光施設整備基金に積み立てするものでございます。

4目企業誘致対策費1,129万8,000円の補正ですが、この後、亘理町工業用地等造

成事業特別会計の補正予算の際にも説明しますが、工業用地全体の計画変更に係る開発許可申請手数料と工業団地の企業誘致を推進するためのニーズ調査等の業務を実施するための費用として、特別会計へ繰り出しするものでございます。

次に、8款土木費でございます。2項3目道路新設改良費4,200万円の増額補正でございます。公有財産購入費については、町道谷地添浜道線の用地購入費として1,000万円の補正でございます。補償補填費につきましては、町道鳥屋崎3丁目線、荒浜小学校の前の町道ですが、この整備に係る物件補償費として300万円補正するものです。舗装事業費2,000万円の補正については、町道七合南郷線ほか6路線の舗装工事の工事請負費でございます。側溝新設改良事業費900万円の補正につきましては、町道浜吉田駅前線ほか3路線の側溝の新設改良工事の工事請負費でございます。社会資本整備総合交付金事業費で、補正についてはゼロですが、次の33ページの説明欄に続きますが、当初予算におきまして、亘理スマートインター線の整備に係る工事請負費として1,600万円計上しておりましたが、東日本高速道路株式会社におきまして、工事発注・施工監理することとなり、今回、その委託料としまして1,600万円を工事費から組み替えを行うものでございます。

32ページになりますが、4項5目街路事業費380万円の増額補正でございます。駅前広場管理経費としまして、亘理駅東ペデストリアンデッキの点検業務委託料として補正するものでございます。

6目復興事業費1億344万円の増額補正については、右の説明欄にございますように、復興まちづくり情報GIS基盤整備事業費5,400万円の補正については、復興交付金の一括効果促進事業を活用し、道路、上下水道、さらには附帯する地理情報を一括で整備するための総合型GISを整備するもので、その委託料として補正するものでございます。

防災備蓄倉庫整備事業費として1,555万円の補正については、当初予算において復興交付金の一括効果促進事業で町内4カ所の水防倉庫を整備する経費を計上しておりましたが、今回計上しますのは、災害時の避難所利用について亘理高校と協定を今回締結したことから、亘理高校体育館西側用地に防災備蓄倉庫を整備するに当たり、その実施設計業務委託料として350万円と、建設工事の工事請負費として1,200万円補正するものでございます。

防災集団移転借地管理システム構築事業費352万1,000円の補正については、本町

においては、防災集団移転促進事業の造成事業が終了していることから、団地内の入居者への土地売却及び貸付地を順次進めているところでありまして、今回、団地内の敷地において本町と借地契約を結ぶ者についてのその管理システムを導入するものでございます。

観光交流拠点整備事業費3,036万9,000円の補正については、わたり温泉島の海再開に向け、敷地北側の駐車場の舗装等の復旧工事を行うもので、工事請負費として3,000万円計上するものでございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

1目住宅管理費616万8,000円の増額補正につきましては、主なものといたしまして、災害公営住宅管理代行業務委託料でございますが、先ほど亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例の議案について可決いただきましたが、災害公営住宅について今後一体で管理するに当たり、宮城県住宅供給公社に管理代行業務を委託する費用として今回補正するものでございます。

9款消防費でございます。1項3目消防施設費720万円の増額補正でございますが、県道荒浜港今泉線の拡幅工事に伴いまして、蕨地区の県道脇にあります防火水槽が工事に支障となることから、今回移設工事を行うものでありまして、移設に係る経費については、今後は宮城県のほうから補償費として歳入を見込んでおります。

5目防災費の主なものについては、防災事務経費として、指定避難所における備蓄用品整備事業について、昨年度に県の復興基金を活用し実施してきたところでございますが、今回、キャンピングマット2,500枚を購入し、各避難所に配付する予定でございますが、その購入費として648万円増額補正するものでございます。

10款教育費でございますが、36ページをお開きください。

2項1目学校管理費9,893万9,000円の増額補正でございますが、施設整備事業費といたしまして、現在、亘理小学校におきましては、将来的に改築する必要が生じていることと用地として手狭なことから、現在まで、北側に隣接する農地の所有者の方と用地交渉を重ねてまいりましたが、用地を購入することについてはおおむね同意をいただきましたが、地権者の方から条件として、ぜひとも今既存の桜の木2本を、学校敷地あるいは支障のないところに移植してほしいという要望を出されたことから、今回、用地取得に係る不動産鑑定業務委託及び立木調査業

務委託料として123万6,000円補正するものでございます。

工事請負費については、現在、亘理小学校の教室が2教室不足している状況でございまして、今後さらに学級が増加する見込みであることから、プレハブ校舎の設置をする予定でございます。スペース的には校舎北側の現在の更衣室及び倉庫部分にしか設置できないことから、これらの施設を解体し、今後設置する計画でございまして、建築基準法によりますと、プレハブ校舎に面する現校舎の北側の窓ガラス等を防火用に改修する必要があることから、プレハブ校舎設置に係る既存施設解体・改修工事に要する費用として、平成25年度に実施いたしました小学校非構造物部材点検業務の結果を受け、あわせまして7,231万1,000円補正するものでございます。

施設管理経費としまして、2,539万2,000円の補正でございまして、委託料としまして施設台帳を整備する目的で、亘理小及び長瀬小学校の敷地全面積の測量を行うものと、亘理小学校西側連絡橋が建設後20年以上が経過していることから、児童の通行の安全性を考慮し、強度等を確認するため連絡橋の点検調査業務の委託料として合計1,639万2,000円補正するものでございます。

賃貸料としまして、先ほど説明申し上げました亘理小学校のプレハブ校舎設置に当たり、リース料としまして900万円補正するものでございます。なお、リース料につきましては、5年リースで総額4,500万円が長期継続契約により設置予定でございまして、

3項1目中学校の学校管理費として1,925万3,000円の増額補正については、先ほどの小学校の際にもお話ししました平成25年度に実施しました非構造部材点検業務の結果を受けまして、必要箇所の改修を実施する費用と、各中学校施設の改修工事に係る費用で、合計1,140万2,000円の補正が主なものでございます。

施設管理経費といたしましては、これも先ほど小学校の際に説明した荒浜中学校の敷地用地測量業務の委託料として627万円増額補正するものでございます。

次に、4項1目社会教育総務費112万8,000円の増額補正ですが、主なものについては、次の38ページをお開きいただきまして、説明欄は39ページになりますが、下段に記載しております協働教育プラットフォーム事業128万8,000円の補正で、これについては、東日本大震災の影響により子育て環境が大きく変化しているため、家庭、家族、地域、学校が相互に連携・協働し、地域全体で子供を育てる体制に

整備を図るとともに、生涯学習に向けた多様な学び場やレクリエーションの場づくりを、公民館等の社会教育施設や集会所を初め地域で推進することにより、学びを通じた地域コミュニティづくりを展開する県の委託事業でございます。この事業については、平成24年、25年度も6月補正にて予算化し実施したところでございます。

次に、2項公民館費でございますが、次の41ページの説明欄に記載しておりますが、中央公民館の視聴覚室空調設備改修工事等の工事請負といたしまして、1,410万円の増額補正でございます。中央公民館におきましては、視聴覚室のみ空調設備がまだ未更新でありまして、施設の建設から37年経過し部品もないということから、今回新たにエアコンを設置するものであります。あわせて経年劣化しております床の張りかえと内部の壁を一部撤去し、内部空間の拡張を図るものでございます。

3目文化財保護費につきましても、主なものについては、文化財保護事業費578万1,000円増額補正ですが、その中で公有財産購入費502万1,000円の補正につきましては、荒浜の三大地蔵に数えられております波切地蔵の移転に伴う用地購入費でございます。波切地蔵については、現在工事中であります県道荒浜港今泉線の拡幅工事に伴い工事に支障となることから、当初、県側のほうから取りつけ道路脇の残地に移転する案が提示されておりましたが、波切地蔵に係る祭祀の際にこの残地だけでは用地が足りないということから、地域住民の方々の強い要望がありまして、波切地蔵については、阿武隈川を介した文化交流の象徴である民俗資料でありまして、歴史資料保護の観点からも新たに用地356平米を購入するものでありまして、502万1,000円補正するものでございます。なお、波切地蔵の上屋の整備については、県の補償費により対応予定でありまして、今後の維持管理経費については地元住民の方々の負担により対応予定でございます。

5目図書館郷土資料館費については、図書館歴史資料館の空調設備、これについては建設当初から20年以上経過しておりまして、現在、老朽化により冷暖房の効率が非常に悪く、いつトラブルが発生するかわからない状況でありまして、今回、空調配管の診断業務を実施し、今後、修繕のための判断材料とするものとしたしまして、空調設備配管診断業務委託料といたしまして129万6,000円補正するものでございます。

備品購入費13万1,000円の補正については、連絡通路の駅側階段部分が既存の防犯カメラの死角部分で、最近壁に穴が明けられる事案が発生したことから、再発防止の観点から防犯カメラを設置する費用として計上したものでございます。

被災ミュージアム再興事業費、工事請負費1,530万円を減額し、次の43ページになりますが、1,530万円補正しております。歴史資料館の収蔵庫の設置については、当初予算で工事請負費として計上しておりましたが、事業等の内容を精査したところ、収蔵庫については、収蔵庫を購入し資料館内に設置するだけということが判明したことから、工事ではなく備品購入ということで、今回補正で予算の組み替えを行ったものでございます。

続いて、5項保健体育費でございます。主なものについては、1目保健体育総務費124万4,000円の補正ですが、東日本大震災の影響でひきこもりがちになった町民の方々に気楽に楽しめるスポーツとして、カローリング、シャッフルボード等を体験してもらうためのスポーツ用品代として計上するものでございます。

次に、歳入について説明しますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

1款町税につきましては、わたり温泉島の海の営業再開に関しまして、入湯税304万5,000円を増額補正するものです。

13款国庫支出金2項1目民生費国庫補助金363万4,000円を増額補正については、臨時福祉及び子育て世帯臨時特例給付金補助金として補正するものでございます。

14款の県支出金の主なものについては、次の10ページをお開きいただきたいと思います。

2項4目農林水産業費県補助金6,865万円の補正ですが、先ほど歳出で説明いたしました逢隈西部地区の農地集積に対します高度経営体育成農地集積促進事業補助金、国費、県費合わせ5,898万1,000円を増額補正するものと、歳出でもお話しした農家の大雪被害の対策のための補助金、農業経営対策地方公共団体事業費補助金966万9,000円を補正するものでございます。

9目の労働費県補助金1,486万8,000円を増額補正については、緊急雇用創出事業交付金として補正するものでございます。

16款の寄附金につきましては、東日本大震災からの復興のための寄附金として9件、63万3,000円を頂戴したほか、ふるさと納税など震災以外の目的で5件、計10万円ご寄附をいただき、今回計上するものでございます。ご寄附をいただきまし

た方々には、この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

17款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金については、今回補正予算の調整財源として 3 億 1,137 万 9,000 円増額補正するものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

10目震災復興基金繰入金 9,099 万 8,000 円の増額補正と 12目東日本大震災復興交付金基金繰入金 9,343 万 8,000 円の増額補正については、右の説明欄のそれぞれの事業費の財源であります。繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金事業については一度基金に積み立てして、その基金から繰り入れた上で事業に充当しなければならないという国のルールがありまして、それぞれの基金から繰り入れするものでございます。

19款の諸収入につきましては、災害援護資金に係る貸付金の元利金収入。雑入については、右の説明欄に記載の各種雑入金。受託事業収入については、次の 14 ページになりますが、いわゆる水産センター建設事業に係る受託事業収入として、総額 2,430 万 7,000 円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、17ページですね、2款 1 項 1 目 19 節の②大畑浜集会所ですけれども、新しい集会所はどこに建設される予定になっているのか、まず 1 点目です。

2 点目、19ページ、3款 1 項 3 目 13 節災害時要援護者管理システム、災害時の要援護者の名簿をつくると思うのですけれども、自主防災組織とともに民生委員及び区長さんと個人情報保護しながら情報をどのように共有化するのか、これ 2 点目。

3 点目、21ページ、3款 1 項 7 目 13 節障害者の相談の支援事業ということで、県南ありのまま舎に 1 人を雇用して相談事業を行うということになっておりますが、場所はどこになっているのか。

21ページ、3款 1 項 8 目 11 節仮設住宅のエアコンなどの備品の無償譲渡ですけれども、県の保有している仮設住宅と同時に、県がリースで借りている仮設住宅のエアコンなどの備品も無償譲渡されるのか。そして、無償譲渡されたときに、個

人が仮設住宅のエアコンを取り外したり災害公営住宅など新しいところに設置するのは、町で78万円を実費限度としている移転費を使えるのかどうか。

この4点について、まず答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず、1点目の大畑浜区の集会所の場所でございますけれども、住所を吉田字村235の1地内というようなことで、三宅さんのほうでやっていた正福寺の場所です。その敷地内に土地を無償でお借りして建設をするというふうな計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 2点目の要援護者のシステムの関係でございますが、こちらにつきましては障害者関係、それから要介護者の関係、そしてひとり暮らし等の高齢者のリストを名簿的に作成するわけなんです、災害時のおそれがある場合につきましては、区長さんのほう、それから自主防災、そしてまた民生委員のほうには情報提供することになります。

ただ、前段として、個別支援計画等の内容につきましては、同意方式をとって障害者等の方々から申請をしていただいて提出していただくと、そういった情報については同意があればということの前提でございますので、それらの情報は民生委員、自主防災の会長さん、区長さん等にはお示しすると。それから個人情報の関係につきましては、災害対策の基本法の中で今回守秘義務のほうも設けてございますので、そちらのほうは徹底されると思っております。

それから、2点目のありのまま舎、どこでやるのかという話だったのですが、今回の事業につきましては、町のほうで委託してございます相談支援事業所、ぱれっとさんと県南ありのまま舎のほうに投げかけてございます。そして、ぱれっとのほうにつきましては、やらないということございましたので、五日町でやっている県南ありのまま舎のほうに1名の雇用をお願いして教育指導、そしてまた、あと支援計画の補助業務等をやっていただいて、福祉の関係の分野に人材を確保したいということで進めたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 4点目の件についてご回答いたします。

県のリース、県の備品、あと寒さ対策で追加しました町の備品等についても、全

て譲渡するというような方向で、仮設住宅の皆さんのほうにはご通知を差し上げております。

なお、あと移転費のほうなんですけれども、消費税増税分につきまして要綱のほうを改正をいたしまして、8%分につきましては80万2,000円の分まで引き上げさせていただきましたので、そちらのほうで対応できると考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

25ページですね、6款1項4目13節オリーブ産業基本計画ですけれども、このオリーブを栽培してどういう産業を育成するというふうに考えているのか、まず、これ1点目。

同じく25ページ、6款1項4目互理おらほのいちご生産組合、これはどういう、何人の方々が組合に加入しているのか。

27ページ、同じく6款1項4目19節被災農業者経営体育成支援事業ですね。2月の大雪で被害を受けた方への補助金というふうになっておりますけれども、何戸の方が2月の大雪で被災されたのか。

あと、もう一点目、29ページ7款1項2目19節互理町商業施設集積整備事業ですけれども、先ほど企画財政課長が説明されましたけれども、事業を再開して、そして事業が終わって、領収書そして実績報告書を出して初めて補助金が出ると、だから、つなぎ資金として金融機関から借りた利子を補給するんだというふうになっておりますけれども、本来であれば、事業を始めた段階から補助金は出すというふうに国に要請してはどうかと思いますが、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それでは、第1点目からお答えをいたします。

農業振興事務経費84万6,000円でございますが、オリーブでございます。震災後、先ほども説明いたしましたが、イタリアのほうからオリーブの苗、約200本ほど支援いただいていた。現在、町内にありますまちづくり協議会に栽培等の管理をお願いしているところでございます。今後については、新しい町の特産品になるか、そしてまた産業としてなり得るか、今後先進地などを視察いたしまして、また、基本計画等を立てまして実施をしていきたいと考えております。

それから、2番目の園芸特産重点強化整備事業補助金でございます。こちらは、事業主体が亙理おらほのいちご生産組合となりまして、イチゴ農家の担い手、7名ほどおるのですが、うち亙理が6名、山元が1名ということで、ことしから夏イチゴを栽培したいということでございまして、その栽培ハウスの導入の補助を行うものでございます。今でもこの方々については、仙台イチゴのPRということで、ジャム100キロほどを外注して販売等を行っているものでございます。

農業経営対策地方公共団体事業費補助金でございますが、ことしの2月、豪雪に遭った農業用施設、パイプハウス等に係る補助でありまして、件数につきましては26件ほどございました。それで、建てる分については、国が50%、県が20%、町が20%、農家の方が10%の負担割合でございます。また、撤去分につきましては、国が50%、県が25%、町が25%ということで負担割合がでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 商業施設集積の補助金のつなぎ融資資金でございますけれども、あくまでも共用部分での補助ということで、亙理町に参ります観光客の施設の一つとして亙理町全体として補助するものでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 商工観光課長、私の聞いたことは違うんです。私は、つなぎ融資資金についてお聞きしたので、もう1回答弁お願いいたします。

もう1点だけ、37ページ。これは小学校、中学校同じですけれども、非構造物点検結果危険箇所改修工事ですけれども、小学校、中学校、主にどこの学校のどの非構造部材が改修されるのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） つなぎ資金の利子補給分に関しましては、あくまでも共用部分ということで、一応グループ補助金の4分の3、あくまでも補助金として払っていただけますのは事業完了後ということで、その間のつなぎ融資資金を借りなければならないということで、その間の利子の補給というふうなことになります。

以上です。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） 各小学校、中学校の非構造物調査後の改修箇所でございますけれども、まず亘理小学校に関しましては、黒板等つり材不良、窓ガラス破損、棚固定、パソコン機械転倒落下防止、ピアノ滑り落下防止等です。荒浜小学校に関しましては、天井材破損、窓ガラス破損、棚固定、棚飛び出し防止です。吉田小学校に関しましては、天井材破損、棚固定、黒板等ビス、ビスでとめるということです。テレビ転倒落下防止、パソコン機械転倒落下防止、ガラスブロック破損、シーリング破損、換気口枠外れ、黒板等ビス外れ。逢隈小学校に関しましては、同じような形なのですが、天井材破損、天井材つり材振り子ども、黒板等振り子ども不良、窓ガラス破損、体育館壁破損、棚固定、テレビ転倒落下防止、パソコン機械転倒落下防止、ピアノ滑り落下防止、サッシシーリングの関係です。高屋小学校に関しましては、天井材破損、棚固定、つりスピーカービス、パソコン機械転倒落下防止、ガラスブロック破損、シーリング破損等でございます。

中学校に関しましては、亘理中学校が、天井材破損、窓コーキング破損、壁破損、棚固定、スピーカー固定、テレビ転倒落下防止、パソコン機械転倒落下防止、ピアノ滑り落下防止です。吉田中学校も、同じような状況です。あと、逢隈中学校も同じような状況の改修工事でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 17ページでございます。下のほう、わたりを考える会について質問いたします。

わたりを考える会の目的と構成人数、それと、補助金交付する場合に基準があると思うのですが、それら合致していると思いますけれども、その基準の内容、この3点、目的と構成人数と補助金の交付基準、これの内容をお知らせいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） わたりを考える会につきましては、亘理町内で、いわゆるNPO法人格はまだ取ってないのですけれども、コミュニティの組織団体ということで位置づけられております。

今回、補正で上程させていただきましたこの一般コミュニティの助成事業について

ては、事業主体が市町村のほかにも市町村が認めるコミュニティ組織ということで、そういう事業主体の枠がございます。今言いましたNPO法人格取らなくても、一応コミュニティ組織であれば、その申請が上がってきて、県のほうで最初にその事業内容を審査して、最終的には先ほど申し上げました自治センターのほうで内容を確認して、補助金交付の決定あるいは否かということで決定するようでございます。ただし、この事業については、宝くじ助成金の収益金の一部で賄われておりました、宮城県の割り当てがございます。それから、助成金の上限については、100万から250万という助成金の枠がございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 23ページの衛生費、予防費についてお伺いたします。

昨年、風疹、大分流行しまして、本町でもワクチン接種行いました。ことしの予算を今回計上されておりますけれども、昨年はどれくらいの方が受診されて、ことしは何人を対象にしていられるのか、ここをお聞きしたいと思います。

あともう一つ、25ページの乳がん、子宮がん検診なのですけれども、今回は、対象年齢時に検診を受けなかった未受診者に対する動機づけということで予算を計上しておりますけれども、この対象の年齢の方にどのように周知するのか、封書でやるのか、それとも広報等で周知するのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 初めに、麻疹、風疹関係でございますが、委託料として考えていた人数は450人ほどでございましたが、昨年314の方が接種しております。その残り136人分を今回予算措置させていただきました。

それから、補助金につきましても同じような状態で、その内数ということでございまして、委託料が100人、補助金のほうが36人、計136人ということで、残数分を予算計上させていただいております。

がん検診のほうにつきましては、広報紙等で周知することと、それから、対象者にそれぞれ通知差し上げますので、その際に、以前にワクチンを打っていない方は今回無償クーポンを差し上げますという言葉添えて通知したいと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 25ページのオリーブ関係です。

8節の報償費から旅費、需用費、委託料、委託料に関しては、どこの団体のほうに委託するのか。旅費60万という結構金額高いのですけれども、その辺も含めてこの4項目について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） まず、旅費につきましては、全国的に見てもこういったオリーブの栽培をしている場所がないということで、今考えているのは福岡とかいわき、そういったところに視察に行きたいというようなことで考えております。それで、この旅費の人数につきましては、農業改良普及所職員、それからまちづくり協議会、町職員等を考えてございます。

この委託料につきましては、こちらもそういった実績がないということで、今のところ農業改良普及所もしくは県の園芸試験場などそういったところ、そしてまた、そういったところに聞いて委託先を決めていきたいと思っております。

報償費の11万6,000円につきましては、いろいろなイベント、販売を行うPR活動に対しての報償謝金ということで計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） このオリーブの事業は、亘理地区のまちづくり協議会で23年の8月から取り組んでおります。先日の総会のときに説明がありました。5年計画で28年の8月まで行くと。とりあえず計画的には行くと。それで、これまで、先ほど200本というお話だったのですけれども、私への説明では186本、うち今のところ26年3月20日現在で、半分以下の73本しかいい形で育っていないという状況があります。これは亘理町内での育成、作付ではです。それで、亘理地区のまちづくり協議会にも、26年度の予算にオリーブの苗補充100万というふうに計上されているのです。その亘理地区のまちづくり協議会とこの26年度の第1次補正のオリーブ関係の84万6,000円の関係は、どういうふうに考えていけばいいのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まちづくり協議会なので、企画財政課のほうから説明させていただきます。

先ほど説明しましたように、イタリアのプラート市から苗木ということでいただいて、それをもとにして、まちづくり協議会で、主に亘理町内で、まちづくり協議会としましては、オリーブの生育状況の調査がまず主です。いわゆるどこで育つ、どこで育たない、あとは土壌条件とか、いろいろな条件に左右されてオリーブの木が育つそうなんですけれども、それについてはまだ結論出ていないようなんですけれども、高野議員さんおっしゃるように何本かは枯れたというか、生育できない状況でありまして、今後それを踏まえて、土壌改良等も踏まえて、新たに生育、今既存のほかにそういった生育状況を踏まえて、まちづくり協議会としましては、あくまでも木の生育、実がなるまで見届けるということで、その成果をもとに、今回の補正予算で上程しました84万6,000円については、今後のオリーブが生育した際の観光面とか産業面での利用価値について見出すということで、それについては町のほうで取りまとめをしようということで、役割分担をしながら、オリーブの生育とあわせて観光資源の開発ということで、町としましては、将来的には亘理町でオリーブを観光資源の目玉ということでやっていきたいという発想から、町のほうで今回補正で上げたものでございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） それで、この事業に関しての一番最初の説明で、オリーブ栽培を本町の新たな産業というふうに説明しているのですけれども、では産業って何かと申しますと、人間がその生活に必要な諸財貨を生産するための恒常的な活動となっています。これはボランティアではないですからね。最終的には利益を上げていかないとだめだということなんです。

まちづくり協議会のこの資料を見ますと、29年にはオリーブの産業化と位置づけていると。これから三、四年先ですか。その先にではどのくらいの量がとれるか。三、四年でちゃんとしっかりした量が確保できるのか。今の時点で私わかって思うんですよ。ここ今、2年、3年取り組んで、どのくらい生育したか何かわかりませんが、ですから、将来的に生産量どのくらいとれるのか、それを考えて、それで経費はどのくらいかかるのか、採算は合うのか、そういうのを考えながらこの可能性を調査していくと思うんですけれども、それをいつまで、期限を決めてやらないと、ことし80万、来年100万、その次は150万と、5年で500万

やったけど結局だめだったという話では、もう話にならないので、その辺しっかりした見きわめがあって80万を投入するということが必要ではないかと思うんですけど、どうですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） オリーブについては、まちづくり協議会のほうからもお話を聞きますと、ある程度土壌の改良する分までについては、ある程度判明したそうです。酸性、アルカリ性が極端に強いと生育しないということで、中性の土壌改良ということで、それが今まで経験してきた中で生育の要因の一つだということになってきたらしくて。今後については、オリーブについては、植栽してから実がつくまでが最低3年かかると言われているそうなんです。ただ、今後、高野議員さんおっしゃるように期限なくいつまでもだらだらというわけにはいきませんので、まちづくり協議会としても、今年度についてはある程度生育、こういった土壌とか地理的条件、可能なのかというのを結論を出すという話を聞いていますし、町としてはそれを受けまして、町の観光資源として可能かどうかというのは今後、多分、農改さんも含めていろいろ技術指導のほかにも、ほかの他市町村でオリーブを産業化しているところの先進地視察等も含めて、今後多分検討していきますので、そういった形でまちづくり協議会と両輪の形で産業化を進めていくということで考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 33ページの真ん中ごろです。防災備蓄倉庫を今回建てるということで1,555万の補正が上がっているのですが、これは亘理高校の敷地内に備蓄倉庫を建てるということになっているんですけども、なぜ亘理高校の中に建てなければいけないものなのか、伺います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 亘理高校につきましては、以前は避難場所に指定してございました。ただ、3年前の東日本大震災を受けまして、町内の小中学校では、結局足りない場合があると。大規模災害の場合ですね。そういったことで宮城県を通しまして亘理高校と協定を結びまして、あくまでも町内の小中学校で足りない場合、亘理高校も避難所とするということで協定を結ばせていただきました。そ

の際の備蓄倉庫ということでございます。ですから、ほかの避難所と同じように、何かあった場合の備蓄倉庫を亶理高校内に建築したと。亶理高校に避難した人のための備蓄倉庫ということでございます。よろしいでしょうか。

議長（安細隆之君） ほかに。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 1点だけ。27ページ。6款1項6目の一番最後です。鳥の海湾防災緑地整備事業。鳥の海湾の防災整備の本体のほうが、まだ着工されておられません。これを見ますと、防災緑地を整備して背後地の集落の安全を確保すると。いわゆる箱根田東、鳥屋崎、長瀬浜、大畑浜地区が該当になってこようかと思いません。これらの安全を確保するためには、早期完成が望まれるところでございますけれども、これまで復興庁なりと協議を進めてきた経緯、そして今後の見通しなど、そのことをお願いしたいと思えます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） それではお答えいたします。

鳥の海湾の防潮堤につきましては、国、農林水産省及び宮城県のほうにおきまして、T.P.3.6の高さで施工することとなっております。亶理町震災復興計画におきましても、レベル2の津波、500年、1000年に一度程度の発生の減災を目的にし、まして、T.P.5メートルの高さで防災緑地を整備することとなっております。

農林水産課におきましては、その防災緑地整備を検討している箇所につきましては、荒浜側の鷲穴樋門から、ずっとぐるっと回って大畑浜までの3キロぐらいありますが、その防潮堤の背後、盛り土等によりましてその防潮施設を設置していくという計画でございます。

今回の補正の額につきましては、この防災緑地整備費の計画に当たりましては、国からT.P.5メートルに盛り土した場合に、隣接する防潮堤への影響がないことを検討するよう指示されたものでございます。よりまして、そのレベル2の地震時に地盤変動を解析するため、液状化流動解析によります地震動調査を行うもののために補正をするものであります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） その背後地の面積が、大体11.93ヘクタールほどになるわけですね。そうした場合、工事費としては20億とかというふうな金額になろうかと思

ますけれども、公園としての用地買収等も考えているのかどうか、その辺お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今、国、県で実施しているのは、26年度から27年度ということで工事のほうを進めているわけですが、町としても同時進行していきまして、27年度におきまして詳細な設計を進めていきたいと思っております。

また、隣接するところで圃場整備事業等もありまして、一部において盛り土でなくて胸壁、そういった箇所もあろうかと思いますが、28年度以降について用地買収も考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第57号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） それでは、議案第57号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の予算書をごらんいただきたいと思います。

平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,481万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算でございますが、平成26年度当初予算におきましては、わたり温泉島の海に係るところの維持管理費のみを計上しておりましたが、今年秋からの日帰り入浴の再開に当たりまして、必要となる運営経費及び入浴料収入等を計上するものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費4,621万9,000円の増額補正でございます。内容につきましては、右ページ11ページ、説明欄になります。

まず、わたり温泉島の海運営費3,355万6,000円の補正につきましては、主なものといたしまして、4節共済費、7節賃金につきましては、臨時職員の共済組合負担金28万円、臨時職員賃金として132万4,000円。11節需用費といたしましては、消耗品費として、主に温泉関係の消耗品となりますが333万3,000円、燃料光熱費といたしまして2,079万9,000円。13節委託料としましては、入浴施設受付業務等委託料として284万3,000円。16節酒類等材料代としまして200万円を計上するものでございます。

続きまして、わたり温泉島の海管理費になりますけれども、1,266万3,000円の補正につきましては、修繕料として60万円、委託料といたしまして、源泉浴場衛生管理業務委託料として1,206万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてのご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

1款の利用収入といたしましては、2,897万5,000円の増額補正でございますが、1項2目の入浴休憩料といたしまして2,617万5,000円。1項4目飲料収入といた

しまして280万円につきましては、町で飲み物を仕入れて販売する計画を立てておりますので、その収入を見込んでおります。

3款1項1目基金繰入金1,654万4,000円の増額補正ですが、わたり温泉鳥の海運営基金繰入金による繰り入れでございます。

5款諸収入2項1目雑入70万円の増額補正ですが、鳥の海温泉入浴の際の販売用タオルの売り上げを見込んでいるものでございます。

歳入合計4,621万9,000円を今回の財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 8ページです。3款1項1目。今回繰り入れしますと、基金の残高は幾らになりますか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 今回の基金1,654万4,000円を繰り入れますと、約600万ほどの残金となります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 全員協議会に商工観光課から提出された資料によりますと、入浴料金が大人500円、子供250円。1日大人子供合わせて350人。こういう前提で歳出歳入を計算した結果として、1年間で2,431万3,000円。約2,400万くらい赤字になるわけです。それは、赤字を回避するためには、歳出、経費を削減するか、利用者をつやすか、これ以外ないのですね。ですけれども、初めから赤字予算を組むと。これはどういうふうに穴埋めするんですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 従来、震災前の入浴客並びに震災前にかかっておりました入浴のみの費用で計算いたしました結果が、こういった結果になったということでございます。

16番（鞠子幸則君） 赤字をどういうふうに補填するのか。そこが肝心なので。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 赤字補填でございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃってましたとおり、計上しております経費の削減に努め、また、一人

でも多い方の入浴収入を期待して頑張っていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 同じような話になるわけですが、先ほど鞠子議員がおっしゃったのは、これは1年間の差し引きの2,400万何がしの赤字でございます。今回の補正予算は、私のそろばんでは、191日分であろうと。そこからいきますと、単純に1,330万赤字になります。先ほど基金の残高が約600万。これですぐパンクですね。それで努力するという、それはきれいな言葉ですが、スタートの時点から赤字の予算を組んで、そういうことはちょっと理解できない。民間企業でさえも大変だ。これは公企業です。その辺どうですか。反対賛成しているんじゃない、数字の置き方、その考え方。こうしたらこうしなきゃいけない、こうしたらこうしなきゃいけない。初めから赤字。そしてパンクの状況。この考え方をお示しいただきたいと。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 先ほど申し上げましたが、震災前の経費を基準にしておりますので、それに係ります入浴費の部分だけの経費ということで計上しております。ただ、目標人数といいますか、収入の算出が350人ということで、震災前の8割という入浴客を見込んでおりますので、こういった結果になってしまったということでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 積み重ねの数字を聞いているんじゃないんですよ。これは経営戦略、経営戦術の問題になるので。当初から赤字ではなくて、これどうしようとか、そういかなきゃ。結果尻拭いで、最終的に町民の税金入れることになるしかないんじゃないですか。そうしないようにどうすべきかということを知っているんです。教えてください。

議長（安細隆之君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） 先ほども申しましたとおり、経常費用の削減に努め、入浴客の増客に、一人でも多く来ていただけるように営業努力するしかないかと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 私が言っているのは、当初から赤字予算を組んで、努力しますとい

うことないですよ。努力した結果、こういう収入、いわゆる努力すると。この数字に向かってね。赤字出してそれで努力しますと言ったって、何ともならないんじゃないかと思うんですね。この話はこの辺で終わります。以上です。終わります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑は。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今の課長のお話を聞いていますと、同じところ、今同じところちょっと突っ込みます。

課長の話聞いていますと、まず、プロセスがない。それは何かといいますと、やはり頑張っていく、努力する、一人でも多く営業努力する、多く入浴するよう努力する。それはわかるんです。誰でもこれはそういう方向でいきたいわけです。ただ、その中身がないんです、本当に。ではどのようにして努力、努力というよりもその金額に近づけていけるのかという、そういうことを我々のほうに言えば、ある程度納得するんですよ。ところが、その中身がないために、ただ努力するって、じゃあどのように努力するんですかというような形になると思うので、もう一度やはりそういった我々のほうに答弁くれるときは、そういった中身をもう少し研究しながら答弁していただきたいなと思いますけれども、もう一度伺います。大変だと思います。経営者というのは、本当に。いかにしたら黒字にするかということだと思いますけど、私は黒字というよりも、プラマイゼロでまず発進できるかどうかという形で、どのようにしたらプラマイゼロでいけるのか。こういうふうにもって、集客します。それは集客するのは当たり前なんです。じゃあ、集客するにはどのようにするんだという、そういった案が欲しいわけですよ。どのように考えているか、お願いします。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 今後、営業再開までPR等を十分に行いまして、再開時期に、秋には水産センター等のオープンも控えておりますので、そちらのほうにあわせて一緒にPRしていきたいと、それで集客を図りたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） そういったことを、やはりある程度言う必要があったのです、最初から。でないと皆さんは、じゃあどういふふうにするんだというような形になる

と思うんですね。ぜひ、大変だと思えますけれども、しっかりと計画表をつかって、そういった計画表に基づいて、そしたら今度は実績をまず出す。そして、実績を出したなら、それはどのくらいプラスなのか、マイナスなのか。マイナスの場合はなぜ悪いのか、プラスの場合は何がよかったのか、そういったところを見ながら、それで次の月、そういったところに持っていければいいかなと私は思っているわけですが、10月に再開するわけですが、今どの程度まで集客に対してのPR、どういう方法でやるという方向なのか、お聞きします。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 町広報紙等はもちろんですけれども、県の広報紙、あと再開でのキャラバン等を考えております。また、報道機関等にPRしていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 10月からもう始まるわけですから、今から行くというのはほんとは遅いんですね。しかし、まだ課長も頭いっぱいでしょうから、ぜひもう今から、もう、すぐ、もう始めないと、10月には間に合わないので、ぜひ集客力、いかにしたら集客できるかというそういった形のことをどんどん進めていっていただきたいと、このように思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、課長からあった集客という部分なんですけれども、ここには交通、さざんか号とか、何か全然。鳥の海温泉を待ちに待っている方もいっぱいいらっしゃると思います。そういう方を本当に、町民を、皆さんに来てもらう方法が、全然ここには見えてきていないというのが現状なのかなという思いをしているんですけど、例えば、さざんか号の鳥の海までの運転をこれから計画をしているとか、何かそういうことは考えているのでしょうか。結構町内の方、お話しすると、温泉に行きたいという方、本当にいらっしゃいますので、そういう部分での足の確保、交通の利便性等をしっかりと応えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） さざんか号担当なのでお答えします。

今現在さざんか号については、暫定路線ということで、荒浜についても中学校付近でとまっております、今後については、水産センターあるいはわたり温泉が

再開したのと合わせて、路線の延伸といいますか、もとの路線のわたり温泉までということで、今現在、路線の見直しについて検討しております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） もう本当にくまなくさざんか号、日中はあんまり人も乗っておりませんので、そこら辺うまくさざんか号を活用しながら鳥の海温泉に亙理の方をお連れするというそういうことを、鳥の海温泉だけでなく、町一体となって取り組まなければならないのかなと、私の中ではすごく思います。

あともう1点なんですけど、随分前に化粧水のお話、わたり温泉の水を使ってという化粧水の話をしていただいたと思うんですけど、今回はタオルの雑入の話は聞いておりますけど、そういう化粧水の開発はもう進んでいるのでしょうか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 化粧水のお話ですけども、再開時に合わせて作成したいというふうな考えでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） これは、当初から赤字予算であります。ある程度はやむを得ないと考えますけれども、今後の営業収支好転の方向づけが不明であります。いわゆるセールスプロポーションも何も無いということ。今後も赤字が懸念されます。町民の負担になるおそれがあります。したがって、今回のこのわたり温泉鳥の海特別会計補正予算案については、反対をいたします。

以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第57号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。休憩。

午後 2時30分 休憩

午後 2時38分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第58号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第58号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案の第58号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

最初に1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,827万7,000円とするものでございます。

最初に歳出のほうから説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

1項1目工業用地等造成事業費1,129万8,000円の増額補正でございます。11ページの説明欄に記載の手数料としまして、これについては開発行為にかかわる、い

わゆる開発許可の申請手数料としまして100万円の増額補正でございます。これについては、亘理中央地区の工業用地全体の開発にかかわる計画変更の許可申請手数料でございます。当初平成25年度に予算計上しておりました舞台アグリイノベーションの精米工場につきましては、ことしの6月末に完了予定でありまして7月から操業を開始するというので、開催時期が平成26年度にずれ込んだというので今回計上するものでございます。

なお、この100万円の内訳については、全体で用地面積が32.6ヘクタールの面積でございますので、県の手数料の基準でいきますと10ヘクタール以上が87万円の手数料ということで、そのほかに今後小さな変更等の事務手続が生じるということで、その事務手数料13万円も含めて合計100万円を補正するものでございます。

委託料の1,029万8,000円の増額補正につきましては、今後工業団地への企業誘致を促進させるために、企業立地にかかわるニーズ調査業務を委託するものでございます。具体的には、企業情報を専門に扱う企業が所有している約1万3,000社分のデータを活用し、ニーズ調査等のアンケート調査実施を委託するものでございます。委託事業推進のため企業が職員を雇用して業務を行うもので、国の緊急雇用創出事業交付金を活用する事業でございます。アンケート調査については今年度中に完了させ、その結果をもとに今後企業訪問を行いまして、企業誘致を進めていく予定でございます。

次に、歳入について説明しますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の財源については、一般会計からの繰入金1,129万8,000円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番、鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、企画財政課長が説明されましたけれども、11ページ、1款1項1目13節です。ちょっとわからなかったんですけども、国の緊急雇用創出事業を使って行うと言いましたけれども、緊急雇用ですと何人くらい雇用されるのかがまず1点と、1万3,000社、企業が持っている情報と言いましたけれども、この

1万3,000社の基準というのはどういうふうに、もうちょっと具体的に答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） この企業誘致にかかわるニーズ調査業務については、今後町のほうでプロポーザルを予定していきまして、今のところ県内で2社、会社の信用情報会社がありまして、そこで最終的には事業提案によりまして企業を特定したいと思います。

それで、その信用会社のほうで約1万3,000社程度の情報を持っているということで聞いておきまして、その中のいわゆるニーズ調査といいますか、アンケート調査を実施したりとか、それからアンケート調査票のデータ入力集計業務ということで、あくまでもプロポーザルで信用調査会社を特定して、その信用調査会社において雇用を促進する観点で人を雇うというような計画でありまして、この作業でいきますと大体2名から3名ほど作業員が必要だということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 宮城県内の信用情報機関ですね。2社なので名前を挙げてもらっていいですか。例えば東京商工リサーチ東北支店なんかあるんですけども、もしよければ2社の名前を挙げてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 信用調査会社は2社しかございませんので、今、鞠子議員がおっしゃった東京商工リサーチ、あとは帝国データバンクの2社のみとなります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） これの歳入の欄なんですけど、入っていないので。舞台アグリノバージョンからいつころ約3億3,900万円が入るかということ、6月2日に売買契約を結ばれたということで、めどだけで結構ですからご回答願います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の議会で成立しましたので、今後支払いについては、アグリの方からは7月早々には支払いしたいということで伺っております。以上

です。（「了解しました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 11ページの委託料に関連するんですけれども、24年12月の議会で金額的には125万円の補正をつくりまして、データバンクと東京リサーチに同じような、委託かどうかわかりませんが、しているんですよね。それと今回の違いはどの辺なんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） さきの分については、いわゆる企業が宮城県内で、特に県南地方に誘致しそうな企業という、いわゆる信用会社独自の情報を持っていて、それをもとにしてそのデータを生かして、いわゆる企業訪問等に生かすためのデータという委託業務をしております。

今回については、先ほど1万3,000社とお話ししましたが、企業向けのアンケート調査、要は亘理町の工業団地に来る意向があるかどうかも含めて、いわゆる新しく進出する予定があるかどうか等のアンケート調査の作成と、あわせて企業のほうに発送する準備の発送業務です。それから、企業のほうにアンケート調査の協力依頼ということで、これについては多分電話等でお願いするようになるんですけれども、その協力依頼と調査票の回収業務まで行いまして、それを今後企業訪問等に生かすということで、前回の内容とは若干違う内容でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） それで、電話なり郵送なりで若干脈があるというふうな企業が出てきたら、誰が営業に行ってお話を進めるような形になりますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在、企画財政課のほうに企業誘致対策室ということで私を初めあと2名職員が兼務ですけれどもおりますので、まずそちらのほうで企業のほうとアポをとります。最終的には社長の判断となると思いますので、これについて齋藤町長が、選挙公約時も話したいいわゆるトップセールスということで町長がみずから社長のほうに訪ねて、最終的にはそういうことで念を押すといいますか、PRしていくというような展開になろうかと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

諮問第1号及び諮問第2号の2件について当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、武藤育

子委員と吉田征悦委員の2名の委員の任期が平成26年9月30日をもって任期満了となります。そのため、武藤委員につきましては引き続き、吉田委員につきましては、2期6年にわたり活動いただいておりますが、後進に道を譲るということで再任については辞退したいとの申し出があり、その後任として新たに長門光一郎氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げたものでございます。

それでは、諮問第1号をご説明申し上げます。住所は亶理町吉田字中原55番地494、氏名は武藤育子、生年月日は昭和26年2月22日でございます。武藤氏は、平成23年10月に選任されてから現在まで1期3年にわたり人権擁護委員として活動いただいている方でございます。

次に、諮問第2号でございますが、住所は亶理町字東郷126番地6、氏名は長門光一郎、生年月日は昭和21年1月1日でございます。経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和46年3月に東北大学文学部を卒業され、同年4月に仙台北法務局に勤務されてから、人権擁護担当を初め約40年間にわたり法務局職員として力を発揮された方でございます。長年にわたり培われた豊富な経験と知識が今後も必要であり、熟慮した結果、高潔な人格であり人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上、2件の諮問について、議員各位のご同意方、よろしくようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての

件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第19 報告第15号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度互理町一般会計予算）

日程第20 報告第16号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度互理町公共下水道事業特別会計予算）

(以上2件一括議題)

議長(安細隆之君) 日程第19、報告第15号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第20、報告第16号 繰越明許費繰越計算書についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(安細隆之君) 初めに、報告第15号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) それでは、議案書の66ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第15号 繰越明許費繰越計算書について。平成25年度亶理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

この内容につきましては、これまでご承認いただいております繰越明許費について、繰越額が確定したことに伴いまして、今回ご報告申し上げるものでございます。

66ページの上段、2款1項総務管理費、事業名が亶理町集会所建設事業補助金、金額が3,848万4,180円。翌年度への繰越額、右の欄になりますが2,880万4,180円でございます。

ここから次の67ページになりますが、表の下から2段目の11款5項社会福祉施設災害復旧費、事業名が荒浜保育所災害復旧事業用地購入事業、金額が171万6,000円、翌年度への繰越額が同額の171万6,000円でございます。これら全て合計いたしまして、事業につきましては32事業、金額で56億7,840万2,395円に対しまして、翌年度繰越額が48億6,341万2,395円を繰り越すことを決定したことにより、報告するものでございます。

以上で報告第15号の説明を終わります。

議長(安細隆之君) 次に、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(川村裕幸君) それでは、引き続きまして議案書の次の68ページをお開きください。

68ページにおきましては、さきに訂正版としておわたししておりますとおり、こちらのほうで説明させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、68ページということでお開きください。

報告第16号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

なお、これにつきましても、先ほど企画財政課長が報告しましたとおり、繰越額が確定したことによりまして報告するものでございます。

平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますけれども、2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、早川地区污水管布設工事、金額1,254万3,300円、翌年度繰越額694万3,300円の工事から、一番下の5款災害復旧費1項下水道施設災害復旧費、事業名、下大畑地区污水管渠災害復旧工事、金額785万円、翌年度繰越額515万円まで、合計いたしまして、事業につきましては13件、金額は5億414万8,900円、翌年度繰越額につきましては4億4,477万6,400円、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第15号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第16号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第21 報告第17号 事故繰越し繰越計算書について（平成25年度亘理町一般会計予算）

議長（安細隆之君） 日程第21、報告第17号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、69ページをお開きください。

報告第17号 事故繰越し繰越計算書について。平成25年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第

3項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、平成25年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業の完了ができなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございまして、その内容についてご報告するものでございます。

最初に、2款1項総務管理費、事業名が常磐自動車道スマートインターチェンジ整備促進事業（（仮称）亘理スマートインターチェンジ等調査設計業務）です。支出負担行為額2,746万8,750円ですが、説明の欄にございますように、関係機関との調整に不測の時間を要し年度内完了が困難となったため、工期を平成26年度末まで延長するものでありまして、支出負担行為額2,746万8,750円全額を翌年度に繰り越しすることを決定したものでございます。

以下、それぞれの事業費、支出負担行為額、翌年度繰越額と繰り越し理由について、これについては説明欄に記載しておりまして、次の70ページをお開きいただきまして、下の8款4項都市計画費、事業名が荒浜吉田地区土地利用計画策定事業（移転促進区域等土地利用計画策定業務）まで、これらを合計しまして9事業、支出負担行為額7億673万450円に対しまして、翌年度繰越額5億3,534万3,950円を翌年度に繰り越しを決定したもので、報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 以上で、報告第17号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第22 報告第18号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第23 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第24 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第25 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上4件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第22、報告第18号 専決処分の報告についてから、日程第25、報告第21号 専決処分の報告についての以上4件は、関連がありますので一括議題といたします。

報告第18号から報告第21号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、一括してご報告申し上げます。

最初に71ページをお開きいただきたいと思います。

報告第18号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年4月21日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が次の72ページになります。

専決処分書。平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

右の73ページが資料となります。

工事名が平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）です。

第5回変更契約年月日が、一番下段になりますが、平成26年4月21日。

変更請負金額が、2億6,160万3,240円、99万5,760円の増額です。

契約の相手方が、八木工務店・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

工事概要と変更理由につきましては、当初設計におきまして区域周辺の地権者から道路脇の排水施設として、また、押さえ盛土を兼ね自由勾配側溝を施工予定としておりましたが、その後、地権者より同意が得られなかったことから、構造物の見直しを図り、変更によりL型擁壁L48メートルを新たに施工したものでございます。

74ページが位置図、75ページが平面図となっております。

工期につきましては、終期が平成26年5月15日に変更しております。

続きまして、76ページをお開きいただきたいと思います。

報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年5月20日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書については右の77ページになります。

専決処分書。平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第一工区）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については、78ページをお開きいただきたいと思います。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第一工区）宅地整備工事（復交）です。

第4回変更契約年月日が、平成26年5月20日。

変更請負金額が、3億4,432万7,400円。247万3,200円の減額です。

契約の相手方については、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体。

工事概要、変更理由については、当初、地区外の排水を集約する北側排水路について、自由勾配側溝による整備を計画しておりましたが、一部区間において水路の両側が水田であり、耕作上の維持管理を考慮し、排水フリューム130メートルを新たに変更により施工するものと、当初設計において公園の外周フェンスについては独立基礎と布基礎により計画しておりましたが、盛土勾配の修正に伴いまして全て独立基礎に変更するものでございます。

79ページが位置図、80ページが排水施設平面図、81ページ目が公園計画平面図でございます。

工期については、変更前と同じでございます。

続いて、82ページをお開きいただきたいと思います。

報告第20号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年5月20日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書については83ページになります。

専決処分書。平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第二工区）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については84ページをごらんいただきたいと思います。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第二工区）宅地整備工事（復交）です。

第4回変更契約年月日が、平成26年5月20日。

変更請負金額が、5億1,093万8,880円、187万8,120円の増額です。

契約の相手方については、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要と変更理由につきましては、当初、既存宅地については腹付盛土で宅盤仕上げの処理を行う予定でありましたが、地権者との調整がつかなかったことから、変更によりL型擁壁108メートルを新たに施工し、宅盤の仕上げを図るものでございます。

もう1点が、当初設計におきまして、調整池北側の水田の排水路については、自由勾配側溝を設置予定として計画しておりましたが、今後水田としての用途がないことが確認されたことから、自由勾配側溝95メートルを変更により施工しないこととしたものでございます。

85ページが位置図、86ページが平面図となります。

工期については、終期が平成26年6月13日に変更したものでございます。

続いて、87ページでございます。

報告第21号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年5月20日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が次の88ページになります。

専決処分書。平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分する。

資料については隣の89ページになります。

工事名が、平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）です。

第5回変更契約年月日が、平成26年5月20日。

変更請負金額が、1億9,881万2,280円、392万5,800円の増額です。

契約の相手方については、斎藤工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要、変更理由については、当初の調整池築造における掘削土を現場内での流用土として使用する計画をしておりましたが、現地で土壌を採取し土壌試験をした結果、流用土に適さない土質であることが判明したために、残土処分を当初の310立方メートルから1,500立方メートルに変更するものでございます。当初、既存宅地に関し腹付盛土により宅盤仕上げの予定でしたが、これも地権者との調整がつかなかったことから工法を変更し、ここに記載のL型擁壁工、L合計83メートルを新たに施工するものでございます。

90ページが位置図、91ページが平面図となります。

工期については、変更前と同じでございます。

以上で報告を終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告について、説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第26 議案第59号 物品購入契約の締結について（平成26年度
亘理町木造災害公営住宅（荒浜中野地区）整備事業（復交））

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第59号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第59号 物品購入契約の締結について説明します。

議案書については、追加議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

議案第59号 物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、記

といたしまして、事業名が平成26年度亙理町木造災害公営住宅（荒浜中野地区）整備事業（復交）です。

契約金額が、4億9,032万円。契約の相手方につきましては、亙理町荒浜字御狩屋159番地52、一般社団法人亙理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございます。

なお、今回の落札率につきましては、86.02%でございました。

次の2ページ目が資料になります。

見積徴収年月日が、平成26年6月10日。

契約の方法については、随意契約。業者名については、一般社団法人亙理町木造災害公営住宅建設推進協議会です。

仮契約年月日が、平成26年6月13日。

購入品目及び数量については、ここに記載の木造戸建て災害公営住宅で、平家建て2DKが13戸、2LDKが6戸です。2階建ての3DKが5戸、3LDKが4戸です。

仕様については、別紙のとおりでございます。

受渡期限については、平成26年10月31日。

受渡場所については、亙理町荒浜字中野145番地3外27カ所ということで、この経緯につきましては、町内の戸建ての木造災害公営住宅、町内5地区で97戸の建設を計画しておりまして、ことし26年1月16日に基本協定の第3条の規定に基づいて、荒浜中野団地28戸の建設について事業申請を行っております。その後、設計協議を経て、26年5月26日に亙理町木造災害公営住宅建設推進協議会から建築確認申請と設計住宅性能評価の提出を行い、平成26年6月12日に28戸分の建築確認済書の交付を受けたことから、宅地建物取引業法第36条によりまして売買契約が可能となったことから、東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかわる基本協定第5条及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一般社団法人亙理町木造災害公営住宅建設推進協議会と随意契約するものでございます。

仕様については、今申しあげました3ページをごらんになっていただきたいと思います。4ページ目が中野地区の住宅の配置図、それから、5ページから6ページ目までがそれぞれの各住宅の平面図となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。2ページです。平屋建て2DKが13戸、2LDKが6戸、2階建て3DKが5戸、3LDKが4戸ですね。それぞれ1戸当たりどのくらいの金額なのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） それでは、各タイプ別の建設工事費、概算でございますが、お答えさせていただきたいと思います。

まず、2DKのタイプでございますが、今回の提案につきまして約1,280万円でございます。続きまして、2LDKタイプでございますが、こちらが約1,400万円、そして3DK、これは2階建ての3DKになりますけれども、約1,470万円、それから最後3LDKでございます。こちらのほうが約1,630万円になってございます。今のは税込みの一応概算額ということでございまして、このほかに物置、駐車場整備費等の附帯工事費、それから設計工事、監督料等は別途かかる内容となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

総務、産業建設、教育福祉、議会広報各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

日程第28 委員会の閉会中の先進地視察調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第28、委員会の閉会中の先進地視察調査申し出についての件を議題といたします。

総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長並びに産業建設常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長並びに産業建設常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年6月第30回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 高 野 進

署 名 議 員 熊 澤 勇